

北九州市公報

第1427号

毎月2回1,15日発行

発行所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所

購読料 年 6,500円 月 550円,1部 280円

目次

条 例

- 北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例 796

規 則

- 単純な労務に雇用される北九州市職員の給与に関する
規則（一部改正）..... 819
- 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料月額の
切替え等に関する規則 820
- 平成17年12月1日を基準日とする期末手当の特例
措置に関する規則 820
- 北九州市火災予防条例の一部を改正する条例の一部の
施行期日を定める規則 822
- 北九州市火災予防規則（一部改正）..... 822

告 示

- 北九州市情報公開条例による出資法人の指定（一部改
正）..... 822
- 北九州市個人情報保護条例による出資法人の指定（一
部改正）..... 823
- 公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理の開
始（6件）..... 823
- 道路の区域決定 825
- 道路の供用開始（3件）..... 825
- 道路の区域変更（2件）..... 825
- 街区の区域変更及び街区の増設 826
- 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定 831
- 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定
..... 831
- 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定
..... 831
- 市営住宅の名称及び位置 832

公 告

- 徴税吏員証の紛失の公告 832
- 一般競争入札による市有財産の売払い 832
- 開発行為に関する工事の完了 833
- 道路位置の指定（第7号）..... 834
- 北九州市屋外広告物条例の講習会の実施 834
- 北九州港湾計画の変更 834
- 大規模小売店舗の変更事項の届出（3件）..... 834
- 開発行為に関する工事の完了 836
- 北九州都市計画道路事業の認可の告示 836
- 北九州都市計画道路事業の認可に係る書の写しの縦覧
..... 836

- 徴税吏員証の紛失の公告 836
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による報告の縦覧
（2件）..... 836
- 一般競争入札による市有財産の売払い 837
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（4件）..... 837
- 随意契約による特定調達契約の締結 841
- 一般競争入札による特定調達契約の締結 841

訓 令

- 北九州市職員勤務評定規程（一部改正）..... 841

水 道 局

- 北九州市水道局企業職員の給与に関する規程（一部改
正）..... 842
- 給水装置工事事業者の指定 844

交 通 局

- 北九州市交通局企業職員の給与に関する規程（一部改
正）..... 844

病 院 局

- 北九州市病院局職員給与規程（一部改正）..... 847

教育委員会

- 単純な労務に雇用される北九州市教育委員会職員の給
与に関する規則（一部改正）..... 850

市選挙管理委員会

- 各種請求及び委員の解職請求並びに合併協議会設置の
請求をするのに必要な選挙人の数 852

本号で公布された条例等のあらまし

北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 職員の給与を平均1.96%引き下げる改正を次のとおり行うことにしました。
 - (1) 給料表の改定
 - (2) 平成17年12月1日を基準日とする期末手当において、同年4月から11月までの公民の給与較差相当分を解消させるための調整を行う。
- 2 給与制度の改正を行うことにしました。
 主な内容は、次のとおりです。
 - (1) 給料表の改定
 - ア 最高到達水準の引き下げによる給与カーブのフラット化を行う。
 - イ 級構成及び号給構成の改正を行う。
 - (2) 昇給制度の改正
 - ア 55歳を超える職員について、昇給停止措置を廃止し、昇給期間を24月とする。

イ 各職務の級の最高の号給を超えた給料月額に昇給できる制度を廃止する。

(3) 地域手当の新設等

ア 地域手当を新設し、調整手当を廃止する。

イ 地域手当の支給割合は3%とする。

(4) (1)及び(3)については、所要の経過措置を設ける。

この条例のうち、1については平成17年12月1日から、2については平成18年4月1日から施行することにした。

北九州市火災予防規則の一部を改正する規則

- 1 防火対象物の点検基準に係る市長が定める基準に、指定数量未満の危険物等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準を加えることにしました。
- 2 消防法及び北九州市火災予防条例の一部改正に伴い、条項ずれ等を整備することにしました。
 この規則は、平成17年12月1日から施行することにした。ただし、2の一部は、平成18年6月1日から施行することにした。

条 例

北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年11月30日

北九州市長 末 吉 興 一

北九州市条例第67号

北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(北九州市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北九州市職員の給与に関する条例(昭和38年北九州市条例第24号)の一部を次のように改正する。

付則に次の3項を加える。

(平成17年12月1日を基準日とする期末手当に関する特例措置)

- 44 平成17年12月1日を基準日とする期末手当の額は、第24条第2項から第5項まで、第28条第1項、第2項、第4項、第5項若しくは第7項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する条例第4条第1項又は派遣条例第4条の規定(以下この項及び次項において「期末手当関係規定」という。)にかかわらず、期末手当関係規定により算定される期末手当の額(以下この項及び次項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(規則で定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者(同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。)にあっては、その新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日)

別表第1(第5条関係)

において職員が受けるべき給料、管理職手当(市長が指定する者にあつては、市長が定める額を除く。)、扶養手当、調整手当、住居手当及び単身赴任手当(第15条の2第2項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。)並びに北九州市立の高等学校及び幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項に規定する教職調整額の月額の合計額に100分の1.96を乗じて得た額に、同年4月から同年11月までの月数(同年4月1日から同年11月30日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成17年6月1日を基準日とする期末手当及び勤続手当の支給額の合計額に100分の1.96を乗じて得た額

- 45 平成17年4月1日から同年12月1日までの間に北九州市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の適用を受ける者その他の規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者の同日を基準日とする期末手当の額は、期末手当関係規定及び前項の規定にかかわらず、基準額から部内の他の職員との権衡を考慮して規則で定める額を減じた額とする。この場合において、当該規則で定める額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 46 平成17年6月1日において派遣条例第2条第1項の規定により派遣されていた職員に関する付則第44項の規定の適用については、同項第2号中「平成17年6月1日を基準日とする期末手当及び勤続手当の支給額の合計額」とあるのは、「部内の他の職員との権衡を考慮して規則で定める額」とする。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

行政職給料表

職員 の区	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
----------	----------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	138,900	188,900	204,900	221,400	259,500	346,200	437,900
	2	142,600	196,900	213,100	229,900	270,100	358,900	451,000
	3	147,100	204,900	221,400	239,400	280,700	371,800	465,700
	4	152,000	213,100	229,800	249,000	291,400	384,800	480,800
	5	158,800	221,400	239,300	259,500	302,200	398,000	496,000
	6	165,800	229,800	248,900	270,100	313,100	411,300	511,200
	7	173,300	238,200	258,600	280,700	324,000	424,800	526,500
	8	181,000	246,600	268,600	291,300	335,100	437,100	541,900
	9	188,700	255,000	278,800	302,000	346,200	449,000	557,500
	10	196,400	263,500	289,300	312,700	357,300	460,600	572,600
	11	204,200	272,000	299,800	323,400	368,500	472,100	584,000
	12	212,100	280,500	310,000	334,100	379,700	483,200	591,800
	13	220,000	289,000	319,700	344,800	391,000	493,100	599,300
	14	228,000	297,500	328,900	355,500	402,300	501,500	606,600
	15	236,100	306,000	338,100	366,200	413,500	509,900	611,700
	16	243,300	314,500	347,100	376,800	423,900	518,300	
	17	250,300	322,900	355,600	387,400	433,300	526,400	
	18	257,300	330,100	363,300	396,600	442,600	533,500	
	19	264,100	335,800	370,900	405,100	451,100	538,300	
	20	269,900	341,100	377,500	412,700	458,700	543,100	
	21	275,300	345,500	383,100	418,700	465,600	547,900	
	22	280,300	349,000	388,200	423,800	471,900	552,700	
	23	284,800	352,300	392,300	428,000	477,500		
	24	289,000	355,300	396,300	432,100	482,600		
	25	291,300	358,100	399,700	436,200	487,500		
	26	293,600	360,900	402,800	440,300	492,000		
	27	295,800	363,600	405,800	444,400	496,400		
	28	298,000	366,100	408,800	448,500	500,800		
	29		368,500	411,800	452,500	505,200		
	30		370,900	414,700	456,500	509,600		
	31		373,300	417,600	460,400			
	32		375,600	420,500	464,300			
	33		377,900	423,400				
	34		380,200					
再任用職員		182,100	236,500	259,300	282,400	321,900	397,900	481,300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第27条に規定する職員を除く。

別表第2（第5条関係）

消 防 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	152,000	188,900	196,900	221,400	259,500	346,200	437,900
	2	158,800	196,900	204,900	229,900	270,100	358,900	451,000
	3	165,800	204,900	213,100	239,400	280,700	371,800	465,700
	4	173,300	213,100	221,400	249,000	291,400	384,800	480,800
	5	181,000	221,400	229,800	259,500	302,200	398,000	496,000
	6	188,700	229,800	239,300	270,100	313,100	411,300	511,200
	7	196,400	238,200	248,900	280,700	324,000	424,800	526,500

再任用職員以外の職員	8	204,200	246,600	258,600	291,300	335,100	437,100	541,900
	9	212,100	255,000	268,600	302,000	346,200	449,000	557,500
	10	220,000	263,500	278,800	312,700	357,300	460,600	572,600
	11	228,000	272,000	289,300	323,400	368,500	472,100	584,000
	12	236,100	280,500	299,800	334,100	379,700	483,200	591,800
	13	243,300	289,000	310,000	344,800	391,000	493,100	599,300
	14	250,300	297,500	319,700	355,500	402,300	501,500	606,600
	15	257,300	306,000	328,900	366,200	413,500	509,900	611,700
	16	264,100	314,500	338,100	376,800	423,900	518,300	
	17	269,900	322,900	347,100	387,400	433,300	526,400	
	18	275,300	330,100	355,600	396,600	442,600	533,500	
	19	280,300	335,800	363,300	405,100	451,100	538,300	
	20	284,800	341,100	370,900	412,700	458,700	543,100	
	21	289,000	345,500	377,500	418,700	465,600	547,900	
	22	293,200	349,000	383,100	423,800	471,900	552,700	
	23	297,100	352,300	388,200	428,000	477,500		
	24	300,400	355,300	392,300	432,100	482,600		
	25	303,700	358,100	396,300	436,200	487,500		
	26	307,000	360,900	399,700	440,300	492,000		
	27	310,200	363,600	402,800	444,400	496,400		
	28	313,400	366,100	405,800	448,500	500,800		
	29	316,200	368,500	408,800	452,500	505,200		
	30	317,700	370,900	411,800	456,500	509,600		
	31		373,300	414,700	460,400	514,000		
	32		375,600	417,600	464,300			
	33		377,900	420,500	468,100			
	34		380,200	423,400				
	35		382,500	426,200				
	36		384,700	429,000				
再任用職員		193,300	243,700	266,900	289,700	321,900	397,900	481,300

備考 この表は、消防吏員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第 3 (第 5 条関係)

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表 (1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	141,600	173,600	304,500	396,200
	2	147,000	181,300	317,700	406,100
	3	153,100	190,500	330,700	415,300
	4	160,300	197,400	340,500	424,500
	5	168,200	204,300	350,400	433,700
	6	177,100	211,700	360,500	442,500
	7	187,100	219,600	370,200	451,100
	8	193,700	230,500	379,500	459,300
	9	200,300	242,000	388,800	468,100
	10	207,000	253,600	397,500	476,800
	11	214,100	265,200	406,100	486,500
	12	221,400	276,800	414,600	495,400
	13	229,500	288,800	422,600	503,600
	14	237,200	300,900	430,100	510,800
	15	245,100	313,000	437,400	515,100

再任用職員以外の職員	16	252,300	325,100	444,600	
	17	259,300	334,800	452,400	
	18	266,300	344,500	460,300	
	19	273,200	354,300	468,100	
	20	279,000	363,500	475,800	
	21	284,700	372,600	483,400	
	22	290,400	381,300	490,100	
	23	296,100	389,000	494,100	
	24	301,800	396,000		
	25	307,500	403,000		
	26	313,100	409,600		
	27	318,400	415,700		
	28	323,700	421,000		
	29	328,600	426,100		
	30	332,200	430,800		
	31	335,100	435,000		
	32	337,900	439,200		
	33	340,600	443,300		
	34	342,600	446,100		
	35	344,600			
	36	346,400			
	37	348,100			
	38	349,800			
	39	351,900			
	40	353,900			
再任用職員		237,700	280,700	347,500	424,900

備考

- この表は、高等学校及び高等専修学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額
は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以		円	円	円
	1	141,600	154,600	265,200
	2	147,000	162,400	277,700
	3	153,100	170,700	291,300
	4	160,300	179,600	304,500
	5	168,200	190,500	317,700
	6	177,100	197,400	330,700
	7	187,100	204,300	340,500
	8	193,700	211,700	350,400
	9	200,200	219,600	360,500
	10	206,800	230,500	369,200
	11	213,500	242,000	377,200
	12	220,400	253,600	385,000
	13	227,700	265,200	392,600
	14	234,900	276,800	400,000
	15	241,900	288,800	407,300
	16	249,000	300,900	414,300
	17	255,500	313,000	420,900

外の職員	1 8	261,800	325,100	427,300
	1 9	268,300	334,800	433,600
	2 0	274,100	344,400	439,300
	2 1	279,400	354,100	444,600
	2 2	284,300	362,300	449,100
	2 3	289,000	370,300	453,200
	2 4	293,100	377,700	456,800
	2 5	296,500	384,400	459,800
	2 6	299,800	390,600	462,600
	2 7	303,100	396,200	
	2 8	305,100	401,200	
	2 9	306,500	405,900	
	3 0	307,900	410,600	
	3 1	309,100	415,200	
	3 2	310,200	419,200	
	3 3	311,300	423,300	
	3 4		427,100	
	3 5		430,600	
	3 6		432,900	
再任用職員		226,400	277,700	339,900

備考

1 この表は、幼稚園に勤務する園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額はこの表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4（第5条関係）

研 究 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	166,700	238,100	280,300	367,800
	2	175,100	248,100	291,100	380,500
	3	184,600	258,800	301,900	393,500
	4	193,200	269,500	312,800	406,700
	5	201,200	280,300	323,700	420,000
	6	209,600	291,100	334,600	433,300
	7	218,100	301,900	345,600	446,700
	8	226,700	312,800	356,600	459,200
	9	235,300	323,700	367,600	471,200
	1 0	244,100	334,000	378,700	482,100
	1 1	253,600	343,900	389,800	492,600
	1 2	263,200	353,400	401,100	503,100
	1 3	273,300	362,400	412,300	511,400
	1 4	283,400	371,200	422,800	518,500
	1 5	293,500	379,700	432,600	525,600
	1 6	303,600	388,000	442,100	532,700
	1 7	312,800	395,800	451,400	539,100
	1 8	322,000	403,600	460,000	545,000
	1 9	331,000	411,100	467,000	549,700
	2 0	339,300	418,400	473,100	
	2 1	347,400	425,100	479,200	
	2 2	355,300	430,900	485,100	

	2 3	362,900	435,900	490,800	
	2 4	370,300	440,700	495,800	
	2 5	377,400	445,400	500,600	
	2 6	383,300	450,100	505,100	
	2 7	388,300	454,700		
	2 8	392,100	459,200		
	2 9	395,900	463,400		
	3 0	399,600	467,300		
	3 1	403,300			
再任 用職 員		237,100	295,400	336,400	413,500

備考 この表は、美術館、博物館等に勤務する学芸員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第 5（第 5 条関係）

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表（１）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	197,300	314,400	401,000	505,700
	2	206,800	326,700	413,600	519,000
	3	216,500	338,800	426,000	532,400
	4	226,200	351,100	437,700	546,500
	5	235,900	363,200	449,100	560,600
	6	246,400	375,200	460,300	573,800
	7	257,100	387,200	471,300	586,200
	8	267,900	399,400	481,900	597,000
	9	278,800	411,900	492,100	607,800
	1 0	289,900	424,100	502,100	617,900
	1 1	301,200	435,500	511,700	625,600
	1 2	313,200	446,700	521,200	631,300
	1 3	325,500	457,500	530,000	
	1 4	337,500	467,900	538,200	
	1 5	349,500	477,900	546,400	
再任 用職 員以 外の 職員	1 6	361,400	487,700	554,600	
	1 7	373,300	497,400	562,800	
	1 8	385,100	506,400	570,500	
	1 9	396,800	515,100	576,800	
	2 0	407,700	523,700	581,700	
	2 1	418,000	529,900	586,200	
	2 2	427,400	535,700		
	2 3	436,300	540,300		
	2 4	444,800	544,900		
	2 5	453,000	549,400		
	2 6	461,000	553,600		
	2 7	468,700	557,600		
	2 8	474,400			
	2 9	479,800			
	3 0	484,200			
	3 1	488,100			
	3 2	492,000			
	3 3	495,800			
	3 4	499,600			
	3 5	503,100			

再任用職員		308,300	375,100	447,400	537,100
-------	--	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。
イ 医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	138,900	188,900	204,900	221,400	259,500
	2	142,600	196,900	213,100	229,900	270,100
	3	147,100	204,900	221,400	239,400	280,700
	4	152,000	213,100	229,800	249,000	291,400
	5	158,800	221,400	239,300	259,500	302,200
	6	165,800	229,800	248,900	270,100	313,100
	7	173,300	238,200	258,600	280,700	324,000
	8	181,000	246,600	268,600	291,300	335,100
	9	188,700	255,000	278,800	302,000	346,200
	1 0	196,400	263,500	289,300	312,700	357,300
	1 1	204,200	272,000	299,800	323,400	368,500
	1 2	212,100	280,500	310,000	334,100	379,700
	1 3	220,000	289,000	319,700	344,800	391,000
	1 4	228,000	297,500	328,900	355,500	402,300
	1 5	236,100	306,000	338,100	366,200	413,500
	1 6	244,400	314,500	347,100	376,800	423,900
	1 7	252,700	322,900	355,600	387,400	433,300
	1 8	260,900	330,100	363,300	396,600	442,600
	1 9	269,000	335,800	370,900	405,100	451,100
	2 0	276,300	341,100	377,500	412,700	458,700
	2 1	283,300	345,500	383,100	418,700	465,600
	2 2	290,100	349,000	388,200	423,800	471,900
	2 3	295,700	352,300	392,300	428,000	477,500
	2 4	300,900	355,300	396,300	432,100	482,600
	2 5	304,800	358,100	399,700	436,200	487,500
	2 6	306,800	360,900	402,800	440,300	492,000
	2 7		363,600	405,800	444,400	496,400
	2 8		366,100	408,800	448,500	500,800
	2 9		368,500	411,800	452,500	505,200
	3 0		370,900	414,700	456,500	509,600
	3 1		373,300	417,600	460,400	
	3 2		375,600	420,500	464,300	
	3 3		377,900	423,400		
3 4		380,200				
再任用職員		184,200	236,500	259,300	282,400	321,900

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級

	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	157,400	177,100	220,700	235,900
	2	161,900	183,100	228,300	243,500
	3	166,600	190,300	235,900	251,500
	4	171,800	197,900	243,500	259,700
	5	177,100	205,500	251,500	267,900
	6	183,100	213,100	259,700	276,200
	7	189,900	220,700	267,900	284,500
	8	196,900	228,300	276,200	292,800
	9	203,900	235,900	284,500	301,300
	1 0	210,800	243,500	292,800	310,000
	1 1	217,700	251,500	301,100	318,700
	1 2	224,500	259,700	309,400	327,700
	1 3	231,200	267,900	317,700	337,100
	1 4	237,900	275,500	326,000	346,500
	1 5	244,500	283,100	334,500	355,900
	1 6	251,000	290,700	342,900	365,300
	1 7	257,400	298,200	351,300	374,800
	1 8	263,700	305,600	358,900	384,400
	1 9	269,900	313,000	366,100	394,000
	2 0	275,900	320,400	373,300	403,600
	2 1	281,800	327,700	380,400	412,000
	2 2	287,100	334,700	387,300	419,600
	2 3	292,100	341,500	393,800	426,500
	2 4	296,300	347,700	398,900	431,800
	2 5	300,200	353,700	403,100	436,800
	2 6	304,000	359,300	406,500	441,100
	2 7	307,500	364,700	409,900	445,100
	2 8	311,000	369,100	413,300	449,000
	2 9	314,400	373,200	416,600	452,800
	3 0	316,500	376,600	419,900	456,600
	3 1		379,100	423,200	460,400
	3 2		381,600	426,400	464,100
	3 3		384,100	429,400	467,700
	3 4		386,600	432,300	471,300
	3 5		389,000	435,100	
	3 6		391,400		
	3 7		393,800		
	3 8		396,100		
	3 9		398,400		
再任 用職 員以 外の 職員		198,600	245,700	272,600	293,900

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第 6（第 5 条関係）

特定任期付職員給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	396,000
2	448,000
3	503,000
4	573,000
5	654,000

6

765,000

7

894,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

第 2 条 北九州市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第 8 条第 4 項を削り、同条第 5 項中「1 2 月」の次に「（5 5 歳（人事委員会規則で定める職員にあっては、5 6 歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）に達した日以後の最初の 3 月 3 1 日後に在職する職員にあっては、2 4 月）」

を加え、同項ただし書中「第2項又は第3項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

第8条第7項及び第8項を削り、同条第9項中「第5項から前項まで」を「第4項又は第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「給料月額」を「号給」に改め、同項を同条第8項とし、同条第11項中「第5項」を「第4項」に、「第6項」を「第5項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第12項中「第5項から第7項まで、第8項ただし書」を「第4項、第5項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第13項を同条第11項とする。

第14条の見出しを「(地域手当)」に改め、同条第1項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第2項中「調整手当」を「地域手当」に改め、「除いた額とする」の次に「。次項において同じ」を加え、「(東京事務所に勤務する職員にあっては、100分の12)」を削り、同条に次の1項を加える。

別表第1(第5条関係)

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 東京事務所に勤務する職員 100分の18

(2) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員(前号に掲げる職員を除く。) 100分の15

(3) 北九州市の区域外に所在する公署等に勤務する職員(前2号に掲げる職員を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の規定により地域手当の支給を受ける国家公務員との権衡を考慮して人事委員会規則で定める割合

第21条中「前4条」を「第17条から前条まで」に、「調整手当」を「地域手当」に改める。

第24条第3項及び第4項、第25条第3項及び第4項、第26条並びに第28条第2項から第5項までの規定中「調整手当」を「地域手当」に改める。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	213,100	248,700	258,800	308,500	350,700	422,300
	2	147,100	221,400	258,200	268,400	318,300	362,300	434,000
	3	152,000	229,800	267,800	278,100	328,200	374,000	447,300
	4	158,800	238,200	277,500	287,800	338,100	385,800	461,000
	5	165,800	246,600	287,200	297,600	348,100	397,600	474,800
	6	173,300	255,000	296,900	307,400	358,100	409,700	488,600
	7	181,000	263,500	306,000	317,000	368,100	420,700	502,700
	8	188,700	272,000	314,600	326,500	378,100	431,400	516,900
	9	196,400	280,500	323,100	336,000	388,000	441,800	531,300
	10	204,200	289,000	331,600	345,500	397,700	452,100	545,200
	11	212,100	297,500	340,000	354,900	407,200	462,200	555,600
	12	220,000	306,000	347,500	364,200	415,700	471,300	562,400
	13	228,000	314,500	354,800	373,400	424,000	479,100	568,900
	14	236,100	322,900	361,800	381,600	431,700	486,500	575,200
	15	243,300	330,100	367,900	389,100	438,500	493,900	579,500
	16	250,300	335,800	373,400	395,800	444,600	501,200	
	17	257,300	341,100	378,500	401,000	450,100	507,500	
	18	264,100	346,400	382,500	405,400	454,900	511,500	
	19	269,900	351,700	386,200	409,100	459,200	515,500	
	20	275,300	356,800	389,600	412,600	463,400	519,500	
	21	280,300	360,800	392,600	416,100	467,200	523,500	
	22	284,800	364,500	395,600	419,600	471,000		
	23	289,000	367,900	398,500	423,100	474,800		
	24	291,300	370,900	401,300	426,600	478,600		
	25	293,600	373,900	404,000	430,000	482,400		
	26	295,800	376,800	406,700	433,300	486,200		
	27	298,000	379,600	409,400	436,600			
	28		382,300	412,100	439,900			
	29		385,000	414,800	443,200			
	30		387,700	417,500	446,500			
	31		390,400					
	32		393,000					

	3 3		395,600					
再任用職員		182,100	236,500	258,900	279,700	316,500	385,700	461,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第 2 7 条に規定する職員を除く。
別表第 2（第 5 条関係）

消 防 職 給 料 表

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	152,000	213,100	221,400	258,800	308,500	350,700	422,300
	2	158,800	221,400	229,800	268,400	318,300	362,300	434,000
	3	165,800	229,800	239,200	278,100	328,200	374,000	447,300
	4	173,300	238,200	248,700	287,800	338,100	385,800	461,000
	5	181,000	246,600	258,200	297,600	348,100	397,600	474,800
	6	188,700	255,000	267,800	307,400	358,100	409,700	488,600
	7	196,400	263,500	277,500	317,000	368,100	420,700	502,700
	8	204,200	272,000	287,200	326,500	378,100	431,400	516,900
	9	212,100	280,500	296,900	336,000	388,000	441,800	531,300
	1 0	220,000	289,000	306,000	345,500	397,700	452,100	545,200
	1 1	228,000	297,500	314,600	354,900	407,200	462,200	555,600
	1 2	236,100	306,000	323,100	364,200	415,700	471,300	562,400
	1 3	243,300	314,500	331,600	373,400	424,000	479,100	568,900
	1 4	250,300	322,900	340,000	381,600	431,700	486,500	575,200
	1 5	257,300	330,100	347,500	389,100	438,500	493,900	579,500
	1 6	264,100	335,800	354,800	395,800	444,600	501,200	
	1 7	269,900	341,100	361,800	401,000	450,100	507,500	
	1 8	275,300	346,400	367,900	405,400	454,900	511,500	
	1 9	280,300	351,700	373,400	409,100	459,200	515,500	
	2 0	284,800	356,800	378,500	412,600	463,400	519,500	
	2 1	289,000	360,800	382,500	416,100	467,200	523,500	
	2 2	293,200	364,500	386,200	419,600	471,000		
	2 3	297,100	367,900	389,600	423,100	474,800		
	2 4	300,400	370,900	392,600	426,600	478,600		
	2 5	303,700	373,900	395,600	430,000	482,400		
	2 6	307,000	376,800	398,500	433,300	486,200		
	2 7	310,200	379,600	401,300	436,600	490,000		
	2 8	313,400	382,300	404,000	439,900			
	2 9	316,200	385,000	406,700	443,200			
	3 0	317,700	387,700	409,400	446,500			
	3 1		390,400	412,100	449,800			
	3 2		393,000	414,800				
	3 3		395,600	417,500				
	3 4		398,200	420,200				
3 5		400,800	422,900					
再任用職員		193,300	243,700	266,200	286,800	316,500	385,700	461,500

備考 この表は、消防吏員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
別表第 3（第 5 条関係）

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表（１）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	147,000	181,300	298,400	388,000
	2	153,100	190,500	310,700	399,500
	3	160,300	197,400	322,300	408,100
	4	168,200	204,300	331,500	416,700
	5	177,100	211,700	340,700	424,900
	6	187,100	219,600	349,800	432,500
	7	193,700	230,500	358,600	440,000
	8	200,300	245,400	366,900	447,500
	9	207,000	260,300	377,500	455,000
	1 0	214,100	275,200	388,100	462,500
	1 1	221,400	285,900	398,700	470,000
	1 2	230,900	296,500	405,700	476,900
	1 3	240,400	307,100	412,200	483,700
	1 4	250,000	317,000	418,700	487,800
	1 5	256,800	325,900	425,200	
	1 6	263,600	334,700	431,700	
	1 7	270,200	343,500	438,200	
	1 8	276,000	352,100	444,700	
	1 9	281,600	360,400	451,200	
	2 0	286,500	368,400	457,600	
	2 1	291,400	376,600	463,900	
	2 2	296,200	384,800	467,700	
	2 3	300,800	392,900		
	2 4	305,400	398,200		
	2 5	310,300	402,600		
	2 6	315,200	406,800		
	2 7	320,000	410,700		
	2 8	322,100	414,100		
	2 9	324,200	417,300		
	3 0	326,300	420,500		
	3 1	327,800	422,400		
	3 2	329,200	424,300		
	3 3	330,500	426,200		
	3 4	331,700	428,100		
	3 5	332,900			
	3 6	334,000			
3 7	335,100				
再任用職員		235,300	279,400	338,200	424,900

備考

- この表は、高等学校及び高等専修学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額

		円	円	円
	1	147,000	162,400	264,400
	2	153,100	170,700	275,200
	3	160,300	179,600	286,100
	4	168,200	190,500	298,400
	5	177,100	197,400	310,700
	6	187,100	204,300	322,300
	7	193,700	211,700	331,500
	8	200,200	219,600	340,700
	9	206,800	234,500	349,800
	1 0	213,500	249,400	357,400
	1 1	223,000	264,400	366,600
	1 2	232,500	275,200	375,800
	1 3	241,900	285,900	385,100
	1 4	249,000	296,500	391,400
	1 5	255,500	307,100	397,500
	1 6	261,800	317,000	403,200
	1 7	268,300	325,900	408,700
	1 8	274,100	334,700	414,100
	1 9	279,400	343,300	418,800
	2 0	284,300	350,800	423,400
	2 1	289,000	357,900	426,700
	2 2	293,100	365,300	429,900
	2 3	296,500	372,700	432,700
	2 4	299,800	380,200	435,500
	2 5	303,100	384,500	438,100
	2 6	306,500	388,400	
	2 7	307,900	392,200	
	2 8	309,100	395,900	
	2 9	310,200	399,100	
	3 0	311,300	402,200	
	3 1		405,100	
	3 2		407,700	
	3 3		409,900	
	3 4		412,100	
	3 5		414,300	
	3 6		416,500	
再任用職員		226,400	276,000	331,300

備考

- この表は、幼稚園に勤務する園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額はこの表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4（第5条関係）

研 究 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	184,600	247,400	297,200	369,700
	2	193,200	257,100	307,000	381,400
	3	201,200	266,800	316,800	393,300

再任 用職 員以 外の 職員	4	209,600	276,600	326,700	405,400
	5	218,000	286,400	336,700	417,500
	6	229,400	296,200	350,100	429,700
	7	240,900	306,000	363,600	440,600
	8	252,400	315,900	377,100	451,100
	9	261,700	325,700	387,300	461,100
	1 0	271,200	334,700	397,300	470,600
	1 1	280,700	345,400	406,400	480,100
	1 2	290,100	356,000	415,000	487,600
	1 3	299,400	366,600	423,300	493,800
	1 4	307,900	374,000	431,600	500,000
	1 5	316,300	381,000	439,500	506,200
	1 6	324,500	388,000	445,700	511,800
	1 7	332,300	394,400	451,000	516,900
	1 8	339,800	400,700	456,300	520,800
	1 9	349,300	406,600	461,500	
	2 0	358,700	411,700	466,500	
	2 1	368,100	416,000	470,700	
	2 2	373,900	420,200	474,800	
	2 3	378,700	424,200	478,500	
	2 4	382,200	428,200		
	2 5	385,700	432,100		
	2 6	389,000	436,000		
	2 7	392,300	439,500		
	2 8	395,500	442,700		
	2 9	398,700			
	3 0	401,900			
再任 用職 員		237,100	290,300	328,300	399,400

備考 この表は、美術館、博物館等に勤務する学芸員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第 5（第 5 条関係）

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表（１）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の		円	円	円	円
	1	246,400	378,700	391,900	486,200
	2	257,100	389,700	402,900	497,900
	3	267,900	400,900	414,100	509,700
	4	278,800	412,000	425,200	522,700
	5	289,900	422,200	435,400	535,600
	6	301,200	432,100	445,300	547,600
	7	313,000	441,700	455,000	558,600
	8	324,900	450,800	464,300	568,300
	9	335,500	459,400	472,900	577,800
	1 0	346,000	467,700	481,300	586,900
	1 1	356,400	476,000	489,700	592,700
	1 2	366,300	484,200	498,100	598,100
	1 3	376,100	492,100	506,300	
	1 4	385,900	499,400	513,600	
	1 5	395,700	505,100	520,900	
	1 6	405,000	510,200	528,200	
	1 7	413,500	514,000	535,400	

職員	1 8	421,200	517,700	542,200	
	1 9	428,500	521,300	547,600	
	2 0	435,500	524,800	551,600	
	2 1	442,300	528,300	555,300	
	2 2	448,700	531,800	559,000	
	2 3	453,700	535,300	562,700	
	2 4	458,400	538,800		
	2 5	462,000			
	2 6	465,300			
	2 7	468,600			
	2 8	471,700			
	2 9	474,800			
	3 0	477,600			
再任 用職 員		308,200	367,300	433,200	514,100

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。
イ 医療職給料表（２）

職員 の区 分	職務 の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	142,600	213,100	248,700	258,800	308,500
	2	147,100	221,400	258,200	268,400	318,300
	3	152,000	229,800	267,800	278,100	328,200
	4	158,800	238,200	277,500	287,800	338,100
	5	165,800	246,600	287,200	297,600	348,100
	6	173,300	255,000	296,900	307,400	358,100
	7	181,000	263,500	306,000	317,000	368,100
	8	188,700	272,000	314,600	326,500	378,100
	9	196,400	280,500	323,100	336,000	388,000
	1 0	204,200	289,000	331,600	345,500	397,700
	1 1	212,100	297,500	340,000	354,900	407,200
	1 2	220,000	306,000	347,500	364,200	415,700
	1 3	228,000	314,500	354,800	373,400	424,000
	1 4	236,100	322,900	361,800	381,600	431,700
	1 5	244,400	330,100	367,900	389,100	438,500
	1 6	252,700	335,800	373,400	395,800	444,600
	1 7	260,900	341,100	378,500	401,000	450,100
	1 8	269,000	346,400	382,500	405,400	454,900
	1 9	276,300	351,700	386,200	409,100	459,200
	2 0	283,300	356,800	389,600	412,600	463,400
	2 1	290,100	360,800	392,600	416,100	467,200
	2 2	295,700	364,500	395,600	419,600	471,000
	2 3	300,900	367,900	398,500	423,100	474,800
	2 4	304,800	370,900	401,300	426,600	478,600
	2 5	306,800	373,900	404,000	430,000	482,400
	2 6		376,800	406,700	433,300	486,200
	2 7		379,600	409,400	436,600	
	2 8		382,300	412,100	439,900	
	2 9		385,000	414,800	443,200	
	3 0		387,700	417,500	446,500	
	3 1		390,400			
	3 2		393,000			
	3 3		395,600			

再任 用職 員		184,200	236,500	258,900	279,700	316,500
---------------	--	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（３）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	157,400	177,100	238,700	249,200
	2	161,900	183,100	249,200	259,700
	3	166,600	190,300	259,700	267,900
	4	171,800	197,900	267,900	276,100
	5	177,100	205,500	276,100	284,300
	6	183,100	213,100	283,800	292,100
	7	189,900	220,700	291,400	299,900
	8	196,900	228,300	299,000	307,700
	9	203,900	238,700	306,500	315,500
	1 0	210,800	249,200	313,900	323,300
	1 1	217,700	259,700	321,300	331,100
	1 2	224,500	267,900	328,700	338,900
	1 3	233,300	275,500	336,100	346,700
	1 4	242,100	283,100	343,500	354,500
	1 5	251,000	290,700	350,500	362,800
	1 6	257,400	298,200	357,400	371,400
	1 7	263,700	305,600	364,300	380,100
	1 8	269,900	313,000	371,100	389,100
	1 9	275,900	320,400	377,900	397,200
	2 0	281,800	327,700	384,200	404,200
	2 1	287,100	334,700	389,300	410,000
	2 2	292,100	341,500	393,400	414,200
	2 3	296,300	347,700	396,700	417,500
	2 4	300,200	353,900	399,900	420,700
	2 5	304,000	360,100	403,100	423,900
	2 6	308,200	366,300	406,300	427,100
	2 7	312,400	371,100	409,400	430,300
	2 8	316,500	375,900	412,400	433,500
	2 9		380,000	415,400	436,700
	3 0		383,300	418,200	439,900
	3 1		386,400	420,900	443,100
	3 2		389,000	423,300	446,300
	3 3		391,500		
	3 4		394,000		
	3 5		396,500		
	3 6		399,000		
	3 7		401,500		
	3 8		404,000		
	3 9		406,500		
再任 用職 員		198,600	245,700	272,500	293,100

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会

規則で定めるものに適用する。

別表第6（第5条関係）

特定任期付職員給料表

号	給	給料月額
		円
1		376,000
2		426,000
3		479,000
4		545,000
5		622,000
6		728,000
7		852,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

（市長等の給与に関する条例の一部改正）

第3条 市長等の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

付則に次の1項を加える。

4 平成17年12月1日を基準日とする期末手当を市長等のうち公営企業管理者以外の者に支給する場合における第4条の規定の適用については、同条中「給与条例の規定」とあるのは、「給与条例の規定（付則第44項を除く。）」とする。

（北九州市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第4条 北九州市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和38年北九州市条例第75号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

3 平成17年12月1日を基準日とする期末手当を支給する場合における第4条の規定の適用については、同条中「給与条例の規定」とあるのは、「給与条例の規定（付則第44項を除く。）」とする。

（北九州市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第5条 北九州市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和38年北九州市条例第122号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第5条の2（見出しを含む。）中「調整手当」を「地域手当」に改める。

（北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第6条 北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和39年北九州市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第5条の2（見出しを含む。）中「調整手当」を「地域手当」に改める。

（北九州市病院局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第7条 北九州市病院局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和42年北九州市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第5条の2（見出しを含む。）中「調整手当」を「地域手当」に改める。

付則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。ただし

、第2条の規定、第3条中市長等の給与に関する条例第3条第1項の改正規定及び第5条から第7条までの規定並びに付則第5項から第21項まで及び付則第23項から第27項までの規定は、平成18年4月1日から施行する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に市長が定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

4 前2項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の北九州市職員の給与に関する条例又は北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成12年北九州市条例第67号。付則第13項において「平成12年改正条例」という。）付則第2項から第4項まで及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（特定の職務の級の切替え）

5 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が付則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級の欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、市長の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号給の切替え等）

6 切替日の前日において北九州市職員の給与に関する条例別表第1から別表第5までの給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項から付則第9項までに規定する職員を除き、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて付則別表第2に定める号給とする。

7 切替日の前日において北九州市職員の給与に関する条例別表第3、別表第4又は別表第5のウの給料表の適用を受けていた職員（次項において「特定職員」という。）のうち、旧号給が付則別表第3の期間の欄に期間の定めのない号給である職員及び旧号給が同欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間（市長の定める職員にあっては、市長の定める期間。次項及び付則第10項において同じ。）が旧級及び旧号給に対応する同欄に定める期間に達しているものの新号給は、旧級及び旧号給に対応する同表の新号給の欄に定める号給とする。

8 特定職員のうち、旧号給が付則別表第3の期間の欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間が旧級及び旧号給に対応する同欄に定める期間に達していないものは、平成18年7月1日、同年10月1日又は平成19年1月1日のうち、切替日から起算してそれらの期間の差に相当する期間を経過した日以後の直近の日に、旧級及び旧号給に対応する同表の新号給の欄に定める号給を受けるものとし、その者の切替日から当該直近の日の前日ま

での間における給料月額、旧級及び旧号給に対応する同表の暫定給料月額の欄に定める額とする。

9 付則第5項後段の規定により新級を決定される職員の新号給は、新級及び旧号給に応じて付則別表第4に定める号給とする。

10 付則第6項、第7項又は前項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以後における最初の第2条の規定による改正後の北九州市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第8条第4項の規定の適用については、その者が切替日において旧号給を受けていた期間（その者の旧号給が付則別表第3の期間の欄に期間の定めのある号給である場合にあっては、切替日において旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する同欄に定める期間を減じた期間）を切替日における号給を受ける期間に通算する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

11 切替日の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に市長が定める。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

12 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の新号給及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

13 付則第5項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第2条の規定による改正前の北九州市職員の給与に関する条例又は付則第23項の規定による改正前の平成12年改正条例付則第2項から第4項まで及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（改正後の条例第8条等の規定の適用の経過措置）

14 改正後の条例第8条第2項及び第3項、第25条の3第2項並びに別表第3のアの備考第2項及びイの備考第2項の規定の切替日から平成18年12月31日までの間における適用については、改正後の条例第8条第2項中「号給」とあるのは「号給又は給料月額とされる北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年北九州市条例第67号）付則別表第3のアからエまでの表の暫定給料月額の欄に定める額（以下「暫定給料月額」という。）」と、同条第3項及び改正後の条例第25条の3第2項中「号給」とあるのは「号給又は暫定給料月額」と、改正後の条例別表第3のアの備考第2項及びイの備考第2項中「この表の額」とあるのは「この表の額又は暫定給料月額」とする。

15 付則別表第3の暫定給料月額の欄に定める給料月額を受ける職員に対する改正後の条例第8条第5項及び第9項の規定の切替日から平成18年12月31日までの間における適用については、別に市長が定める。

（給料の切替えに伴う経過措置）

16 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員（市長が定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

17 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による

給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

18 切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

19 前3項の規定による給料を支給される職員に関する改正後の条例第24条第4項、第25条第4項及び第25条の2の2の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年北九州市条例第67号）付則第16項から第18項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（地域手当に関する経過措置）

20 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間における改正後の条例第14条第2項の規定の適用については、同項中「100分の3」とあるのは、「100分の4」とする。

21 平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間における改正後の条例第14条第3項の規定の適用については、同項第1号中「100分の18」とあるのは「100分の18を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」と、同項第2号中「100分の15」とあるのは「100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とする。

（委任）

22 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

（北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

23 北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成12年北九州市条例第67号）の一部を次のように改正する。

付則第2項から第6項まで並びに付則第1項の見出し及び項番号を削る。

（北九州市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

24 北九州市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和38年北九州市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中「および調整手当」を「及び地域手当」に改める。

（北九州市職員退職手当支給条例等の一部改正）

25 次に掲げる条例の規定中「調整手当」を「地域手当」に改める。

(1) 北九州市職員退職手当支給条例（昭和38年北九州市条例第25号）第5条第3項

(2) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する条例（昭和63年北九州市条例第3号）第4条第1項

(3) 北九州市職員の分限に関する条例及び北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成16年北九州市条例第5号）付則第4項

（北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

26 北九州市職員の育児休業等に関する条例（平成4年北九州市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項及び第2項中「給料月額」を「号給」に改める。

（公益法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例の一部

改正)

27 公益法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例(平成13年北九州市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第4条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第6条中「給料月額」を「号給」に改める。

第8条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第16条中「給料月額」を「号給」に改める。

付則別表第1

職務の級の切替表

給料表	旧 級	新 級
行政職給料表 医療職給料表(2) 医療職給料表(3)	3 級	2 級
消防職給料表	3 級	2 級
		3 級

付則別表第2

付則第6項の適用を受ける職員の号給の切替表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級 旧号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	2
3	2	1	2	1	1	2	3
4	3	1	3	1	1	3	4
5	4	2	4	1	1	4	5
6	5	3	5	2	1	5	6
7	6	4	6	3	2	6	7
8	7	5	7	4	3	7	8
9	8	6	8	5	4	8	9
10	9	7	10	6	5	9	10
11	10	8	11	7	6	10	11
12	11	9	12	8	7	11	12
13	12	10	13	9	8	12	13
14	13	11	14	10	9	13	14
15	14	12	16	11	10	14	15
16	15	13	18	12	11	15	
17	16	14	19	13	12	16	
18	17	15	20	14	13	17	
19	18	16	21	15	14	18	
20	19	17	22	16	15	19	
21	20	18	23	17	16	20	
22	21	19	24	18	17	21	
23	22	19	25	19	18		
24	23	19	26	20	19		
25	24	20	27	21	20		
26	25	20	28	22	21		
27	26	21	29	23	22		
28	27	21	30	24	23		
29		21	31	25	24		
30		21	32	26	25		
31		22	33	27			
32		22	33	28			
33		23	33				
34		23					

イ 消防職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級 旧号給	1 級	2 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	2	1	1	1	1	2

3	3	1	1	1	2	3
4	4	1	1	1	3	4
5	5	2	1	1	4	5
6	6	3	2	1	5	6
7	7	4	3	2	6	7
8	8	5	4	3	7	8
9	9	6	5	4	8	9
10	10	7	6	5	9	10
11	11	8	7	6	10	11
12	12	9	8	7	11	12
13	13	10	9	8	12	13
14	14	11	10	9	13	14
15	15	12	11	10	14	15
16	16	13	12	11	15	
17	17	14	13	12	16	
18	18	15	14	13	17	
19	19	16	15	14	18	
20	20	17	16	15	19	
21	21	18	17	16	20	
22	22	19	18	17	21	
23	23	19	19	18		
24	24	19	20	19		
25	25	20	21	20		
26	26	20	22	21		
27	27	21	23	22		
28	28	21	24	23		
29	29	21	25	24		
30	30	21	26	25		
31		22	27	26		
32		22	28			
33		23	29			
34		23				
35		23				
36		24				

ウ 医療職給料表（１）の適用を受ける職員の新号給

旧級 旧号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1	1
2	1	1	2	2
3	1	1	3	3
4	1	1	4	4
5	1	1	5	5
6	1	1	6	6
7	2	1	7	7
8	3	2	8	8
9	4	3	9	9
10	5	4	10	10
11	6	5	11	11
12	7	6	12	12
13	8	7	13	
14	9	8	14	
15	10	9	15	
16	11	10	16	
17	12	11	17	
18	13	12	18	
19	14	13	19	
20	15	14	20	

2 1	1 6	1 5	2 1
2 2	1 7	1 6	
2 3	1 8	1 7	
2 4	1 9	1 8	
2 5	2 0	1 9	
2 6	2 1	2 0	
2 7	2 2	2 1	
2 8	2 3		
2 9	2 4		
3 0	2 5		
3 1	2 6		
3 2	2 7		
3 3	2 8		
3 4	2 9		
3 5	3 0		

エ 医療職給料表（２）の適用を受ける職員の新号給

旧級 旧号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	2	1	2	1	1
4	3	1	3	1	1
5	4	2	4	1	1
6	5	3	5	2	1
7	6	4	6	3	2
8	7	5	7	4	3
9	8	6	8	5	4
1 0	9	7	1 0	6	5
1 1	1 0	8	1 1	7	6
1 2	1 1	9	1 2	8	7
1 3	1 2	1 0	1 3	9	8
1 4	1 3	1 1	1 4	1 0	9
1 5	1 4	1 2	1 6	1 1	1 0
1 6	1 5	1 3	1 8	1 2	1 1
1 7	1 6	1 4	1 9	1 3	1 2
1 8	1 7	1 5	2 0	1 4	1 3
1 9	1 8	1 6	2 1	1 5	1 4
2 0	1 9	1 7	2 2	1 6	1 5
2 1	2 0	1 8	2 3	1 7	1 6
2 2	2 1	1 9	2 4	1 8	1 7
2 3	2 2	1 9	2 5	1 9	1 8
2 4	2 3	1 9	2 6	2 0	1 9
2 5	2 4	2 0	2 7	2 1	2 0
2 6	2 5	2 0	2 8	2 2	2 1
2 7		2 1	2 9	2 3	2 2
2 8		2 1	3 0	2 4	2 3
2 9		2 1	3 1	2 5	2 4
3 0		2 1	3 2	2 6	2 5
3 1		2 2	3 3	2 7	
3 2		2 2	3 3	2 8	
3 3		2 3	3 3		
3 4		2 3			

付則別表第 3

付則第 7 項又は第 8 項の適用を受ける職員の号給等の切替表

ア 教育職給料表（１）の適用を受ける職員の新号給等

↙				
---	--	--	--	--

旧級 旧号給	1 級			2 級			3 級			4 級		
	新号給	期間	暫定給料月額	新号給	期間	暫定給料月額	新号給	期間	暫定給料月額	新号給	期間	暫定給料月額
		月	円		月	円		月	円		月	円
1	1			1			1			1	6	381,800
2	1			1			2			2	9	390,800
3	2			2			3			2		
4	3			3			4			3		
5	4			4			5			4		
6	5			5			6			5		
7	6			6			7			6		
8	7			7			8			7		
9	8			8	3	242,000	9	3	375,000	8		
10	9			9	6	253,600	10	6	382,900	9		
11	10			10	9	264,400	11	9	390,800	10		
12	11			10			11			11		
13	12	3	228,700	11			12			12		
14	13	6	235,800	12			13			13		
15	14	9	242,900	13			14			14		
16	14			14			15					
17	15			15			16					
18	16			16			17					
19	17			17			18					
20	18			18			19					
21	19			19			20					
22	20			20			21					
23	21			21	3	375,200	22					
24	22			22	6	381,200						
25	23			23	9	387,200						
26	24			23								
27	25	3	309,600	24								
28	26	6	313,800	25								
29	27	9	317,500	26								
30	27			27								
31	28			28								
32	29			29								
33	30			30								
34	31			31								
35	32											
36	33											
37	34											
38	35											
39	36											
40	37											

イ 教育職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給等

旧級 旧号給	1 級			2 級			3 級		
	新号給	期間	暫定給料月額	新号給	期間	暫定給料月額	新号給	期間	暫定給料月額
		月	円		月	円		月	円
1	1			1			1		
2	1			1			2		
3	2			2			3		
4	3			3			4		
5	4			4			5		

6	5			5			6		
7	6			6			7		
8	7			7			8		
9	8			8			9		
10	9			9	3	230,500	10		
11	10			10	6	242,000	11	3	364,900
12	11	3	220,400	11	9	253,600	12	6	372,200
13	12	6	227,700	11			13	9	378,700
14	13	9	234,900	12			13		
15	13			13			14		
16	14			14			15		
17	15			15			16		
18	16			16			17		
19	17			17			18		
20	18			18			19		
21	19			19			20		
22	20			20			21		
23	21			21			22		
24	22			22	3	364,700	23		
25	23			23	6	370,400	24		
26	24	3	299,800	24	9	375,700	25		
27	25	6	303,100	24					
28	26	9	305,100	25					
29	26			26					
30	27			27					
31	28			28					
32	29			29					
33	30			30					
34				31					
35				32					
36				33					

ウ 研究職給料表の適用を受ける職員の新号給等

旧級 旧号給	1 級			2 級			3 級			4 級		
	新号給	期間	暫定給料月額	新号給	期間	暫定給料月額	新号給	期間	暫定給料月額	新号給	期間	暫定給料月額
		月	円		月	円		月	円		月	円
1	1			1			1			1	6	358,000
2	1			1			1			2	9	369,500
3	1			2			1			2		
4	2			3			2			3		
5	3			4			3			4		
6	4			5			4			5		
7	5			6			5			6		
8	6	3	226,300	7			6	3	346,800	7		
9	7	6	234,700	8			7	6	356,900	8		
10	8	9	243,200	9			8	9	367,000	9		
11	8			10			8			10		
12	9			11	3	343,300	9			11		
13	10			12	6	351,300	10			12		
14	11			13	9	359,100	11			13		
15	12			13			12			14		
16	13			14			13			15		
17	14			15			14			16		
18	15			16			15			17		
19	16			17			16			18		

20	17			18			17					
21	18			19			18					
22	19	3	347,000	20			19					
23	20	6	354,100	21			20					
24	21	9	361,100	22			21					
25	21			23			22					
26	22			24			23					
27	23			25								
28	24			26								
29	25			27								
30	26			28								
31	27											

エ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号給等

旧級	1 級			2 級			3 級			4 級		
旧号給	新号給	期間	暫定給料月額	新号給	期間	暫定給料月額	新号給	期間	暫定給料月額	新号給	期間	暫定給料月額
		月	円		月	円		月	円		月	円
1	1			1			7			1	3	243,500
2	2			2			8			1	6	243,500
3	3			3			9	3	235,900	2	9	251,500
4	4			4			10	6	243,500	2		
5	5			5			11	9	251,500	3		
6	6			6			11			4		
7	7			7			12			5		
8	8			8			13			6		
9	9			9	3	235,900	14			7		
10	10			10	6	243,500	15			8		
11	11			11	9	251,500	16			9		
12	12			11			17			10		
13	13	3	231,200	12			18			11		
14	14	6	237,900	13			19			12		
15	15	9	244,500	14			20			13		
16	15			15			22			14		
17	16			16			23			15		
18	17			17			24			16		
19	18			18			25			17		
20	19			19			26			18		
21	20			20			27			19		
22	21			21			28			20		
23	22			22			29			21		
24	23			23			30			22		
25	24			24			31			23		
26	25			25			32			24		
27	26	3	307,500	25			33			25		
28	27	6	311,000	26			34			26		
29	28	9	314,400	26			35			27		
30	28			27			36			28		
31				27			37			29		
32				28			38			30		
33				28			39			31		
34				28			39			32		
35				29			39					
36				29								
37				29								
38				30								

39

30

付則別表第4

付則第9項の適用を受ける職員の号給の切替表
旧級が消防職給料表の3級である職員の新号給

新級 旧号給	2 級	3 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	2	1
5	3	2
6	4	3
7	5	4
8	6	5
9	7	6
10	8	7
11	10	8
12	11	9
13	12	10
14	13	11
15	14	12
16	16	13
17	18	14
18	19	15
19	20	16
20	21	17
21	22	18
22	23	19
23	24	20

24	25	21
25	26	22
26	27	23
27	28	24
28	29	25
29	30	26
30	31	27
31	32	28
32	33	29
33	34	30
34	35	31
35	35	32
36	35	33

規 則

単純な労務に雇用される北九州市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月30日

北九州市長 末 吉 興 一

北九州市規則第103号

単純な労務に雇用される北九州市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される北九州市職員の給与に関する規則（昭和41年北九州市規則第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

技 能 労 務 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	132,300	168,800	201,900	233,000
	2	135,200	175,000	209,600	240,700
	3	138,900	181,600	217,300	248,400
	4	142,600	188,300	225,000	256,200
	5	147,100	195,000	232,700	264,000
	6	152,000	201,800	240,400	271,900
	7	157,000	209,200	248,100	279,900
	8	162,000	216,800	255,900	287,900
	9	168,200	224,400	263,700	296,100
	10	174,400	232,100	271,500	304,800
	11	180,800	239,800	279,300	313,500
	12	187,300	247,400	287,100	322,200
	13	193,900	254,600	294,600	330,900
	14	200,500	261,300	301,500	339,800
再任	15	207,100	267,700	308,100	349,100
用職	16	213,700	274,000	314,600	358,600
員以	17	220,600	280,000	320,800	366,200
外の	18	227,100	285,600	326,900	373,500
職員	19	233,300	291,000	332,700	380,500

	20	239,300	296,400	338,300	386,900
	21	245,100	301,800	343,700	392,800
	22	250,900	306,700	348,900	398,700
	23	256,500	311,300	353,800	404,600
	24	261,300	315,000	358,600	409,800
	25	266,100	318,700	363,400	414,500
	26	270,300	322,300	368,000	419,000
	27	274,200	325,900	371,900	423,300
	28	277,400	329,400	375,300	427,400
	29	280,000	332,000	377,700	431,500
	30	282,500	334,500	380,000	435,500
	31	284,700	336,900	382,300	439,400
	32	286,900	339,100	384,600	443,200
	33	289,000	340,900	386,800	
	34	290,400	342,700		
	35		344,300		
	36		345,800		
再任用職員		179,900	181,600	225,000	248,400

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の切替え)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額は、施行日におけるその者の属する職務の級の最高の号給とその1号給下位の号給との差額にその者の施行日の前日における給料月額から施行日の前日におけるその者の属する職務の級の最高の号給の額を控除した額を施行日の前日におけるその者の属する職務の級の最高の号給とその1号給下位の号給との差額で除して得た数値を乗じて得た額及び施行日におけるその者の属する職務の級の最高の号給の額の合算額とする。

(その他)

3 前項に定めるものを除くほか、この規則の施行に関し必要な措置については、北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年北九州市条例第67号)の規定が適用される職員の例によるものとする。

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料月額の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成17年11月30日

北九州市長 末 吉 興 一

北九州市規則第104号

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料月額の切替え等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年北九州市条例第67号。以下「平成17年改正条例」という。)付則第2項の規定に基づき、最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料月額の切替え等について必要な事項を定めるものとする。

(給料月額の切替え)

第2条 平成17年改正条例付則第2項に規定する職員の平成17年12月1日(以下「施行日」という。)における給料月額は、施行日におけるその者の属する職務の級の最高の号給とその1号給下位の号給との差額にその者の施行日の前日

における給料月額から施行日の前日におけるその者の属する職務の級の最高の号給の額を控除した額を施行日の前日におけるその者の属する職務の級の最高の号給とその1号給下位の号給との差額で除して得た数値を乗じて得た額及び施行日におけるその者の属する職務の級の最高の号給の額の合算額とする。

(期間の通算)

第3条 前条の規定により施行日における給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の北九州市職員の給与に関する条例(昭和38年北九州市条例第24号)第8条第7項ただし書の規定又は北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成12年北九州市条例第67号)付則第2項から第4項までの規定の適用については、その者の施行日の前日における給料月額を受けていた期間(市長が定める職員にあっては、市長が定める期間を増減した期間)をその者の施行日における給料月額を受ける期間に通算する。

付 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

平成17年12月1日を基準日とする期末手当の特例措置に関する規則をここに公布する。

平成17年11月30日

北九州市長 末 吉 興 一

北九州市規則第105号

平成17年12月1日を基準日とする期末手当の特例措置に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市職員の給与に関する条例(昭和38年北九州市条例第24号。以下「給与条例」という。)付則第44項から第46項までの規定に基づき、平成17年12月1日を基準日とする期末手当の特例措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与条例付則第44項第2号に掲げる額を調整額に含めない職員)

第2条 給与条例付則第44項の規則で定める職員は、平成17年6月1日を基準日とする期末手当及び勤勉手当を支給された職員のうち、同日から同年12月1日(同日を基準日と

する期末手当について給与条例第24条第1項後段又は第28条第7項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「調整基準日」という。)までの期間引き続き在職した職員(同年6月1日(同日前1箇月以内に退職した職員であって、同日を基準日とする期末手当及び勤勉手当について給与条例第24条第1項後段、第25条第1項後段又は第28条第7項の規定の適用を受けたものにあっては、当該退職した日)から調整基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった者であって、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。)

)以外の職員とする。

(1) 企業職員(北九州市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和38年北九州市条例第122号)、北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和39年北九州市条例第107号)又は北九州市病院局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和42年北九州市条例第40号)の適用を受ける職員をいう。)

(2) 単純労務職員(北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和41年北九州市条例第26号)付則第22項の規定の適用を受ける職員をいう。)

(3) 北九州市教育委員会の教育長

(4) 北九州市の特別職に属する地方公務員

(5) 退職派遣者(公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者をいう。)

(6) 北九州市の職員以外の地方公務員

(7) 国家公務員

(8) 国公立大学法人等(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人並びに地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。)に使用される者(新たに職員となった者の給与条例付則第44項第1号の給料等の月額算定の基準となる日の特例)

第3条 給与条例付則第44項第1号の規則で定めるものは、平成17年4月1日から調整基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった者であって、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。

2 給与条例付則第44項第1号の規則で定める日は、平成17年4月2日から調整基準日までの期間における新たに職員となった日(当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった場合における当該日を除く。)のうち最も遅い日とする。

(在職しなかった期間等がある職員の給与条例付則第44項第1号の月数の算定)

第4条 給与条例付則第44項第1号の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 職員として在職しなかった期間(調整基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成17年4月1日から調整基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて第2条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続

いて職員となり、調整基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月から同年11月までの間の月の中途において、同条第2号に掲げる者(市長が定める者を除く。以下「特定単純労務職員」という。)であった者から人事交流等により引き続き新たに職員となった場合における新たに職員となった月の初日から新たに職員となった日の前日までの期間のうち特定単純労務職員として勤務した期間(次項において「特定単純労務職員期間」という。)を除く。)

(2) 休職期間(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項又は北九州市職員の分限に関する条例(昭和38年北九州市条例第18号)第2条の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。)、専従休職期間(同法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。)、育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。))第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間をいう。)、派遣期間(外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する条例(昭和63年北九州市条例第3号)第2条第1項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。)、大学院修学休業期間(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。))又は臨時職員若しくは非常勤職員の期間(給与条例第27条の規定の適用を受ける職員として在職した期間をいう。))

(3) 停職期間(地方公務員法第29条第1項から第3項までの規定により停職にされていた期間をいう。)

(4) 育児休業法第9条第2項の規定により給与を減額された期間(次号において「部分休業期間」という。)、北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和38年北九州市条例第20号)第10条第4項の規定により無給休暇を受けた期間、同条第5項の規定により無給休暇を与えられた期間又は職員の職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和48年北九州市人事委員会規則第12号)第2条第22号の規定に該当して承認を得て勤務しなかったことにより、若しくは地方公務員法第38条第1項の規定による許可を受けて勤務しなかったことにより給与を減額された期間

(5) 給与条例第17条の規定により給与を減額された期間(前号に掲げる期間(部分休業期間を除く。))を除く。)

2 給与条例付則第44項第1号の規則で定める月数は、平成17年4月から同年11月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

(1) 前項第1号、第2号又は第4号に掲げる期間(特定単純労務職員期間のある月にあっては、同項第2号又は第4号に掲げる期間に相当する期間を含む。))のある月

(2) 前項第3号又は第5号に掲げる期間(特定単純労務職員期間のある月にあっては、同項第3号又は第5号に掲げる期間に相当する期間を含む。))のある月(前号に該当する月を除く。))であって、その月について支給された給料の額(特定単純労務職員期間のある月にあっては、給料及びこれに相当する給与額の合計額)が給与条例付則第44項第1号に規定する合計額に100分の1.96を乗じて得た額(第7条において「付則第44項第1号基礎額」という。))に満たないもの

(企業職員等又は特定単純労務職員であった者から引き続き

新たに職員になった者の特例)

第5条 給与条例付則第45項の規則で定める者は、第2条第1号及び第2号に掲げる者並びに同条第4号に掲げる者のうち地方公営企業の管理者とする。

2 給与条例付則第45項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 第2条第1号に掲げる者、同条第2号に掲げる者のうち特定単純労務職員以外のもの又は同条第4号に掲げる者のうち地方公営企業の管理者(以下「企業職員等」という。)であった者から引き続き新たに職員となった者 平成17年4月1日から調整基準日までの間において企業職員等として在職した期間(新たに職員となった日まで引き続いて企業職員等として在職した期間以外の企業職員等として在職した期間であって、企業職員等が人事交流等により引き続いて同条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて企業職員等となり、新たに職員となった日まで引き続き企業職員等として在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の企業職員等として引き続き在職した期間以外のものを除く。以下この号において「企業職員等期間」という。)、企業職員等期間に企業職員等として受けるべき給与のうち給与条例付則第44項第1号に規定する合計額に相当するもの、企業職員等期間に企業職員等として支給された給与のうち同項第2号に規定する合計額に相当するもの及び企業職員等期間における前条第1項第2号から第5号までに掲げる期間に相当するものは、それぞれ給与条例の適用を受ける職員として在職した期間、給与条例付則第44項第1号に規定する合計額、同項第2号に規定する合計額及び前条第1項第2号から第5号までに掲げる期間とみなして給与条例付則第44項の規定が適用されるものとした場合に得られる同項の調整額に相当する額

(2) 特定単純労務職員であった者から引き続き新たに職員となった者 給与条例付則第44項の規定が適用されるものとした場合に得られる同項の調整額に相当する額と特定単純労務職員であった者が引き続き新たに職員となった日の前日を、単純な労務に雇用される北九州市職員の給与に関する規則(昭和41年北九州市規則第37号)第10条の規定により給与条例別表第1行政職給料表の適用を受ける職員の例による場合における調整基準日に相当する日とみなして同条の規定により同表の適用を受ける職員の例により得られる同項の調整額に相当する額の合計額

(平成17年6月1日において公益法人等に派遣されていた職員の特例)

第6条 給与条例付則第46項の規定により読み替えて適用する給与条例付則第44項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 公益法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例(平成13年北九州市条例第43号)第4条の規定により給与が支給されている派遣職員(同条に規定する派遣職員をいう。次号において同じ。) 平成17年6月1日を基準日とする期末手当の支給額と同日を基準日とする勤勉手当が支給されるものとした場合の当該勤勉手当に相当する額の合計額に相当する額

(2) 前号に掲げる派遣職員以外の派遣職員 平成17年6月1日を基準日とする期末手当及び勤勉手当が支給されるものとした場合の当該期末手当及び勤勉手当に相当する額の合計額に相当する額

(端数計算)

第7条 付則第44項第1号基礎額又は給与条例付則第44項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを

切り捨てるものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、平成17年12月1日を基準日とする期末手当の特例措置の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

~~~~~  
北九州市火災予防条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成17年11月30日

北九州市長 末 吉 興 一

#### 北九州市規則第106号

北九州市火災予防条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

北九州市火災予防条例の一部を改正する条例(平成17年北九州市条例第23号)付則第1項第1号に掲げる規定の施行期日は、平成17年12月1日とする。

~~~~~  
北九州市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月30日

北九州市長 末 吉 興 一

北九州市規則第107号

北九州市火災予防規則の一部を改正する規則

第1条 北九州市火災予防規則(昭和49年北九州市規則第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第9条の3」を「第9条の3第1項」に、「基準」を「技術上の基準」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第9条の3第2項の規定に基づき定める指定数量未満の危険物等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準

第16条中「第35条第1号」を「第35条第2項第1号」に、「第37条第2項」を「第37条第3項」に改める。

第17条中「第37条第2項」を「第37条第3項」に、「第35条第1号」を「第35条第2項第1号」に、「第38条第5号」を「第38条第2項第1号」に改める。

第2条 北九州市火災予防規則の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第9条の3第1項」を「第9条の4第1項」に改め、同条第3号中「第9条の3第2項」を「第9条の4第2項」に改める。

付 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成18年6月1日から施行する。

告 示

北九州市告示第729号

北九州市情報公開条例による出資法人の指定(平成14年北九州市告示第120号)の一部を次のように改正する。

平成17年11月24日

北九州市長 末 吉 興 一

第14項を次のように改める。

14 財団法人西日本産業貿易コンベンション協会

第29項を第30項とし、第2項から第28項までを1項ずつ繰り上げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 北九州市道路公社

北九州市告示第730号

北九州市個人情報保護条例による出資法人の指定（平成17年北九州市告示第354号）の一部を次のように改正する。

平成17年11月24日

北九州市長 末吉 興一

第14項を次のように改める。

14 財団法人西日本産業貿易コンベンション協会

第29項を第30項とし、第2項から第28項までを1項ずつ繰り上げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 北九州市道路公社

北九州市告示第731号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局下水道河川部下水道河川管理課及び北九州市門司区まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成17年11月29日

北九州市長 末吉 興一

1 供用開始及び処理開始の年月日

平成17年11月30日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水排除及び下水処理の区域	
北九州市門司区大字伊川の一部	
〃	〃 大字吉志の一部
〃	〃 大字猿喰の一部
〃	〃 大字畑の一部
〃	〃 大里新町の一部
〃	〃 吉志新町一丁目の一部
〃	〃 新門司北三丁目の一部

3 排水施設の位置

排水施設の位置	合流式又は 分流式の別
北九州市門司区大字伊川内、大字吉志内、大字猿喰内、大字畑内、大里新町内、吉志新町一丁目内及び新門司北三丁目内の一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市門司区松原三丁目6番1号

北九州市新町浄化センター

北九州市小倉南区中吉田二丁目10番1号

北九州市曾根浄化センター

北九州市告示第732号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局下水道

河川部下水道河川管理課及び北九州市小倉北区まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成17年11月29日

北九州市長 末吉 興一

1 供用開始及び処理開始の年月日

平成17年11月30日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水排除及び下水処理の区域
北九州市小倉北区大門二丁目の一部
北九州市小倉北区豎町一丁目の一部
〃 〃 西港町の一部

3 排水施設の位置

排水施設の位置	合流式又は 分流式の別
北九州市小倉北区大門二丁目内豎町一丁目内、及び西港町内の一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市小倉北区西港町9番地の3

北九州市日明浄化センター

北九州市告示第733号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局下水道河川部下水道河川管理課及び北九州市小倉南区まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成17年11月29日

北九州市長 末吉 興一

1 供用開始及び処理開始の年月日

平成17年11月30日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水排除及び下水処理の区域
北九州市小倉南区大字市丸の一部
〃 〃 大字合馬の一部
〃 〃 大字木下の一部
〃 〃 大字朽網の一部
〃 〃 大字小森の一部
〃 〃 大字新道寺の一部
〃 〃 大字辻三の一部
〃 〃 大字道原の一部
〃 〃 大字貫の一部

"	"	上葛原一丁目の一部
"	"	上葛原二丁目の一部
"	"	葛原五丁目の一部
"	"	葛原本町一丁目の一部
"	"	葛原元町三丁目の一部
"	"	空港北町の一部
"	"	朽網東一丁目の一部
"	"	下石田一丁目の一部
"	"	下石田三丁目の一部
"	"	徳力新町一丁目の一部
"	"	中曽根四丁目の一部
"	"	中曽根東三丁目の一部
"	"	沼本町二丁目の一部
"	"	横代北町四丁目の一部

3 排水施設の位置

排水施設の位置	合流式又は 分流式の別
北九州市小倉南区大字市丸内、大字合馬内、大字木下内、大字朽網内、大字小森内、大字新道寺内、大字辻三内、大字道原内、大字貫内、上葛原一丁目内、上葛原二丁目内、葛原五丁目内、葛原本町一丁目内、葛原元町三丁目内、空港北町内、朽網東一丁目内、下石田一丁目内、下石田三丁目内、徳力新町一丁目内、中曽根四丁目内、中曽根東三丁目内、沼本町二丁目内及び横代北町四丁目内の一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市小倉北区西港町96番地の3
北九州市日明浄化センター
北九州市小倉南区中吉田二丁目10番1号
北九州市曾根浄化センター

北九州市告示第734号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局下水道河川部下水道河川管理課及び北九州市若松区まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成17年11月29日

北九州市長 末 吉 興 一

1 供用開始及び処理開始の年月日

平成17年11月30日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水排除及び下水処理の区域
北九州市若松区大字安屋の一部
" " 大字竹並の一部
" " 大字頓田の一部
" " 響町一丁目の一部

3 排水施設の位置

排水施設の位置	合流式又は 分流式の別
北九州市若松区大字安屋内、大字竹並内、大字頓田内及び響町一丁目内の一部	分留式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市若松区大字安瀬64番地の15
北九州市北湊浄化センター
北九州市八幡西区夕原町1番1号
北九州市皇后崎浄化センター

北九州市告示第735号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局下水道河川部下水道河川管理課及び北九州市八幡東区まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成17年11月29日

北九州市長 末 吉 興 一

1 供用開始及び処理開始の年月日

平成17年11月30日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水排除及び下水処理の区域
北九州市八幡東区東丸山町の一部

3 排水施設の位置

排水施設の位置	合流式又は 分流式の別
北九州市八幡東区東丸山町内の一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市八幡西区夕原町1番1号
北九州市皇后崎浄化センター

北九州市告示第736号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局下水道河川部下水道河川管理課及び北九州市八幡西区まちづくり整備

課において一般の縦覧に供する。

平成17年11月29日

北九州市長 末 吉 興 一

1 供用開始及び処理開始の年月日

平成17年11月30日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水排除及び下水処理の区域	
北九州市八幡西区上香月一丁目の一部	
" 三ツ頭二丁目の一部	

3 排水施設の位置

排水施設の位置	合流式又は 分流式の別
北九州市八幡西区上香月一丁目内及び 三ツ頭二丁目内の一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市八幡西区夕原町1番1号

北九州市皇后崎浄化センター

北九州市若松区大字安瀬64番地の15

北九州市北湊浄化センター

北九州市告示第750号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成17年12月1日

北九州市長 末 吉 興 一

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
653	折尾 頓田 線	北九州市八幡西区大字 本城3209番1から 北九州市八幡西区大字 本城3747番2まで	32.0 ゝ 46.0	556.2
668 3	本城 23 2号 線	北九州市八幡西区大字 本城3241番2から 北九州市八幡西区大字 本城3362番1まで	11.0 ゝ 13.0	141.8

北九州市告示第751号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成17年12月1日

北九州市長 末 吉 興 一

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
653	折尾 頓田 線	北九州市八幡西区大字 本城3209番1から 北九州市八幡西区大字 本城3747番2まで	平成17年1 2月6日
668 3	本城 23 2号 線	北九州市八幡西区大字 本城3241番2から 北九州市八幡西区大字 本城3362番1まで	

北九州市告示第752号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成17年12月1日

北九州市長 末 吉 興 一

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
653	折尾 頓田 線	北九州市若松区大字塩 屋286番1から 北九州市若松区大字塩 屋201番まで	平成17年1 2月6日

北九州市告示第753号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成17年12月1日

北九州市長 末 吉 興 一

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
653	折尾 頓田 線	北九州市八幡西区大字 本城3748番1から 北九州市若松区大字弘川 127番3まで	平成17年 12月6日

北九州市告示第754号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成17年12月6日

北九州市長 末 吉 興 一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
4728	藤田25号線	前	北九州市八幡西区藤田三丁目47番地先から 北九州市八幡西区藤田三丁目126番地先まで	3.2 ゝ 7.8	165.0
		後	北九州市八幡西区大字藤田233番29から 北九州市八幡西区藤田三丁目126番地先まで	3.2 ゝ 10.0	165.0

丁目1番、10番、12番及び13番の街区の区域を別図6のとおり変更し、並びに別図7の同区中の原三丁目1番及び11番の街区の区域を別図8のとおり変更するとともに、別図7の同区中の原三丁目の区域について別図8のとおり街区を増設し、平成18年1月4日から実施するので告示する。

平成17年12月15日

北九州市長 末 吉 興 一

北九州市告示第755号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成17年12月6日

北九州市長 末 吉 興 一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

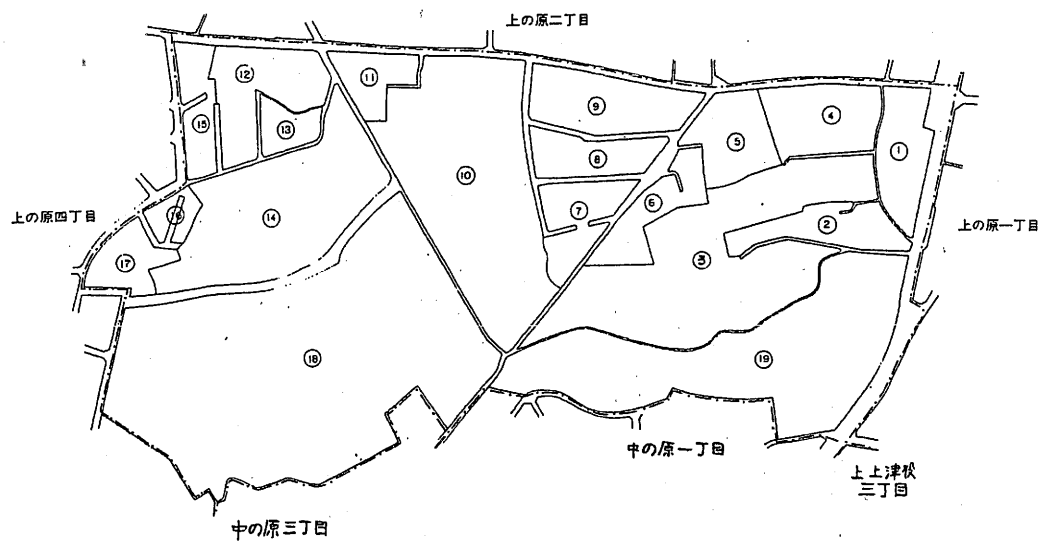
整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
516	黒崎岸の浦1号線	前	北九州市八幡西区黒崎三丁目25番1から 北九州市八幡西区熊手二丁目16番7地先まで	17.8 ゝ 21.5	383.0
		後	北九州市八幡西区黒崎三丁目25番1から 北九州市八幡西区熊手二丁目16番6まで	25.0	383.0

北九州市告示第770号

北九州市住居表示に関する条例（昭和41年北九州市条例第4号）第2条の規定により、別図1の北九州市八幡西区上の原三丁目1番から7番まで、10番、14番及び16番から19番までの街区の区域を別図2のとおり変更するとともに、別図1の同区上の原三丁目の区域について別図2のとおり街区を増設し、別図3の同区上の原四丁目31番の街区の区域を別図4のとおり変更するとともに、別図3の同区上の原四丁目の区域について別図4のとおり街区を増設し、別図5の同区中の原一

別図1

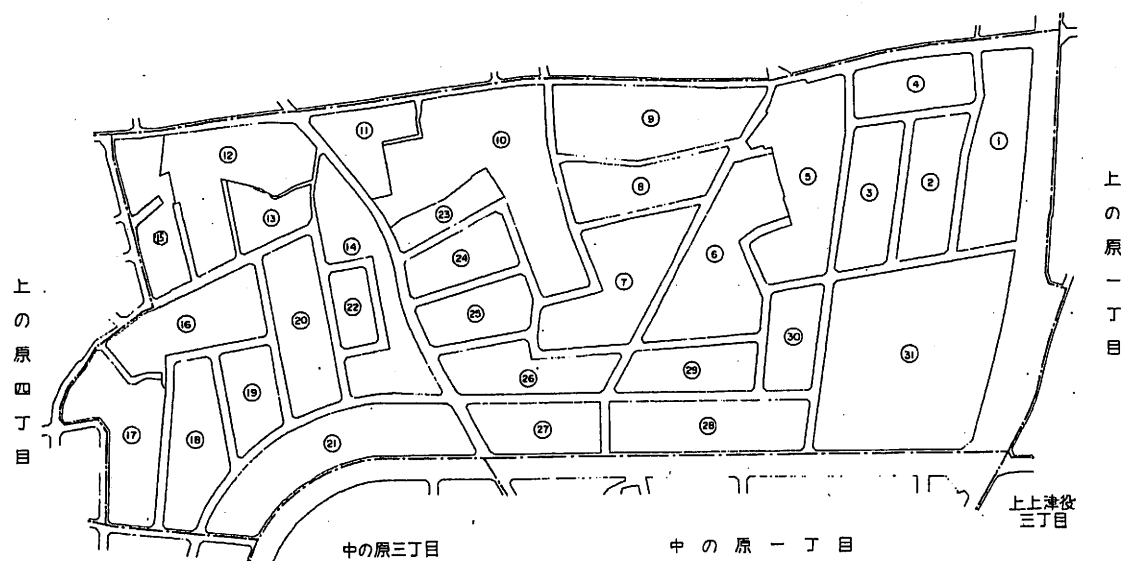
上の原三丁目



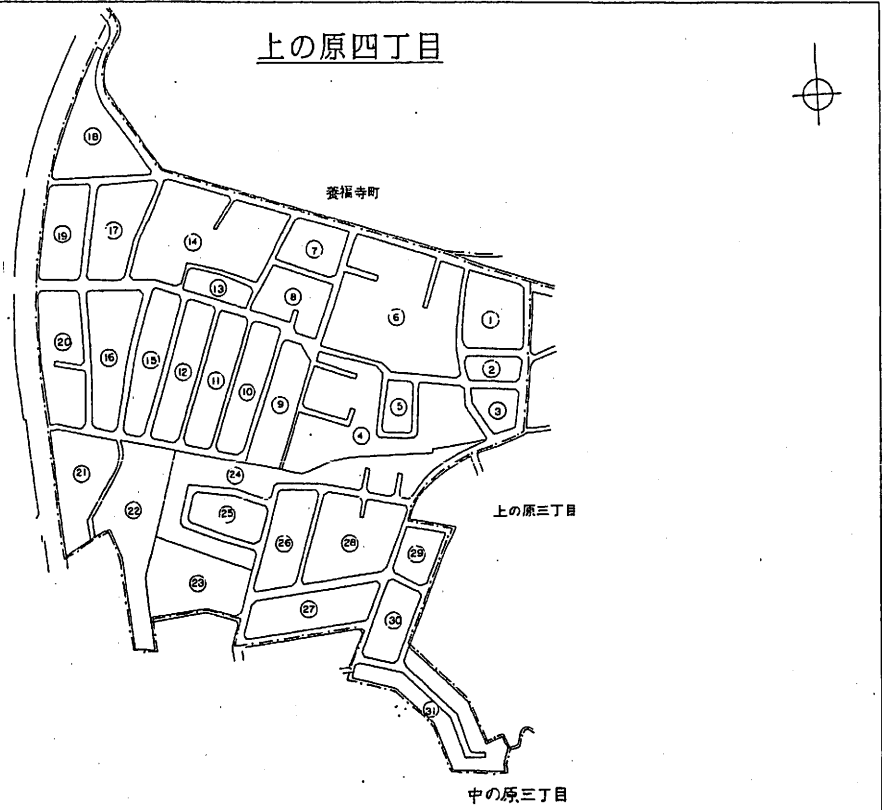
別図2

上の原三丁目

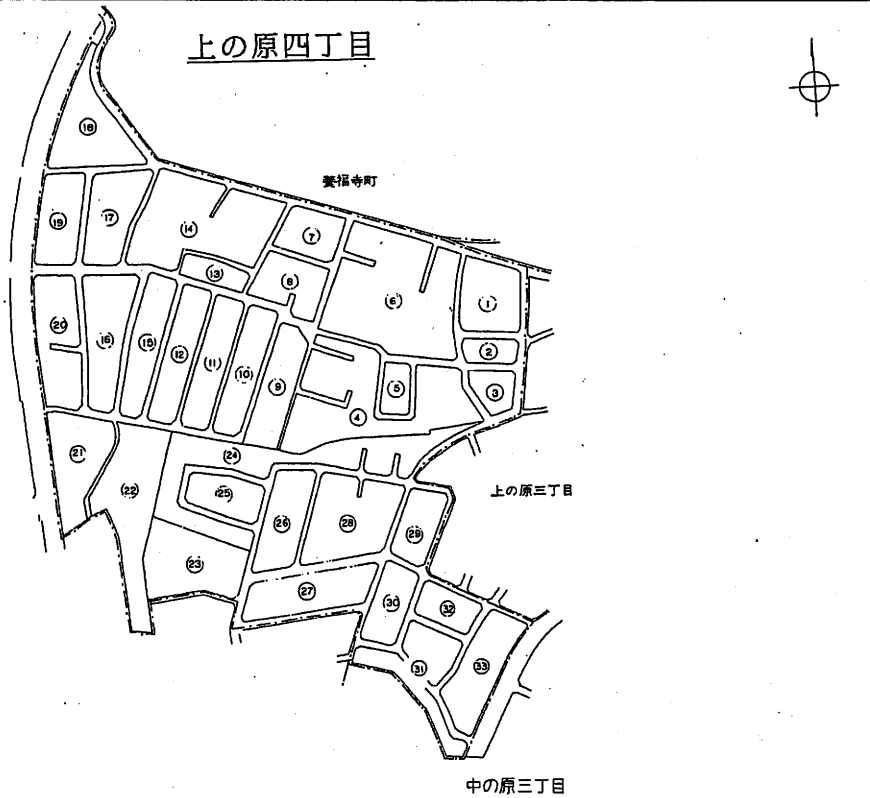
上の原二丁目



別図3

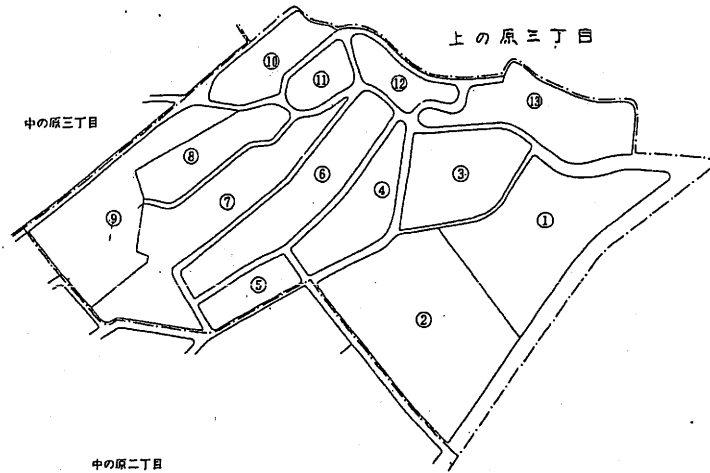


別図4



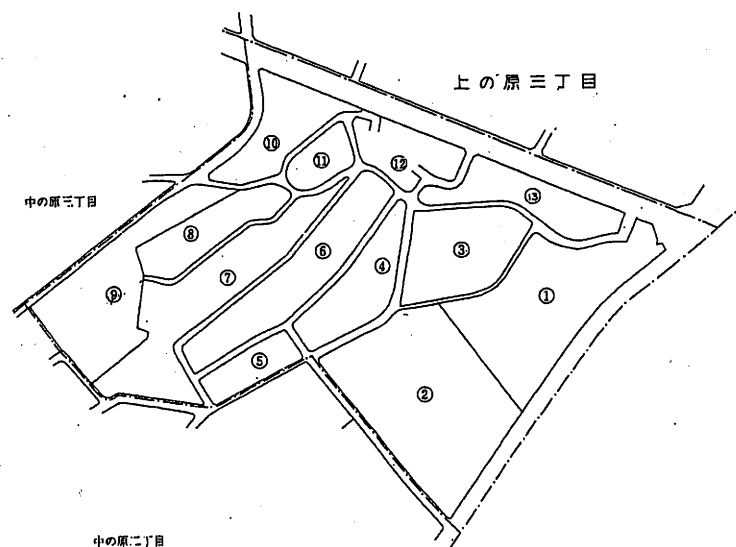
別図5

中の原一丁目



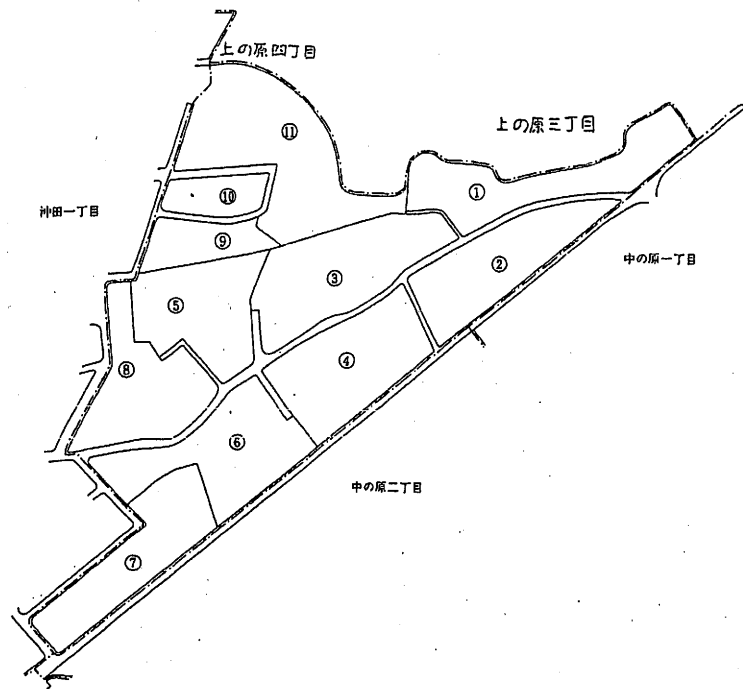
別図6

中の原一丁目



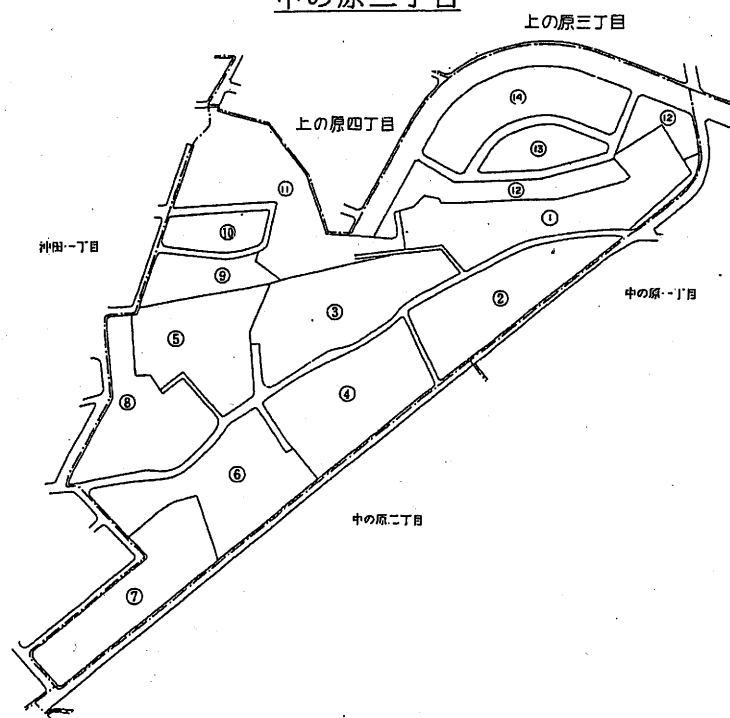
別図7

中の原三丁目



別図8

中の原三丁目



~~~~~  
**北九州市告示第771号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の17第1項の規定に基づき指定居宅支援事業者を指定したので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年12月15日

北九州市長 末 吉 興 一

## 居宅介護

| 事業所の名称及び所在地                              | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名                        | 指定年月日      |
|------------------------------------------|--------------------------------------------------|------------|
| 介護センターアピス<br>北九州市八幡西区日吉台二丁目12番33-2-604号  | 有限会社あおば<br>北九州市若松区青葉台西五丁目9番10号<br>沖村実加           | 平成17年12月1日 |
| ヘルパーステーション・大樹<br>北九州市八幡西区下上津役一丁目4番1-103号 | 有限会社B・M・Y・企画<br>北九州市八幡西区下上津役一丁目4番1-103号<br>吉村朝太郎 | 平成17年12月1日 |
| ステップ<br>北九州市八幡西区茶屋の原二丁目7番21号             | 有限会社スキップ<br>北九州市小倉南区舞ヶ丘五丁目11番1号<br>近藤 昇          | 平成17年12月1日 |
| 有限会社小倉介護サービスさつき<br>北九州市小倉南区葛原一丁目11番1号    | 有限会社小倉介護サービスさつき<br>北九州市小倉北区熊谷一丁目34番6号<br>緒方紀江    | 平成17年12月1日 |
| 恵愛訪問介護<br>北九州市門司区黄金町4番10号                | 有限会社田籠組<br>福岡県田川市大字位登734番地の6<br>田籠修一             | 平成17年12月1日 |

~~~~~  
北九州市告示第772号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の17第1項の規定に基づき指定居宅支援事業者を指定したので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年12月15日

北九州市長 末 吉 興 一

居宅介護

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日
介護センターアピス 北九州市八幡西	有限会社あおば 北九州市若松区青葉台西五丁目9番10号	平成17年12月1日

区日吉台二丁目12番33-2-604号	沖村実加	
ヘルパーステーション・大樹 北九州市八幡西区下上津役一丁目4番1-103号	有限会社B・M・Y・企画 北九州市八幡西区下上津役一丁目4番1-103号 吉村朝太郎	平成17年12月1日
ステップ 北九州市八幡西区茶屋の原二丁目7番21号	有限会社スキップ 北九州市小倉南区舞ヶ丘五丁目11番1号 近藤 昇	平成17年12月1日
有限会社小倉介護サービスさつき 北九州市小倉南区葛原一丁目11番1号	有限会社小倉介護サービスさつき 北九州市小倉北区熊谷一丁目34番6号 緒方紀江	平成17年12月1日
恵愛訪問介護 北九州市門司区黄金町4番10号	有限会社田籠組 福岡県田川市大字位登734番地の6 田籠修一	平成17年12月1日

~~~~~  
**北九州市告示第773号**

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17第1項の規定に基づき指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年12月15日

北九州市長 末 吉 興 一

## 居宅介護

| 事業所の名称及び所在地                              | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名                        | 指定年月日      |
|------------------------------------------|--------------------------------------------------|------------|
| 介護センターアピス<br>北九州市八幡西区日吉台二丁目12番33-2-604号  | 有限会社あおば<br>北九州市若松区青葉台西五丁目9番10号<br>沖村実加           | 平成17年12月1日 |
| ヘルパーステーション・大樹<br>北九州市八幡西区下上津役一丁目4番1-103号 | 有限会社B・M・Y・企画<br>北九州市八幡西区下上津役一丁目4番1-103号<br>吉村朝太郎 | 平成17年12月1日 |
| ステップ<br>北九州市八幡西区茶屋の原二丁目7番21号             | 有限会社スキップ<br>北九州市小倉南区舞ヶ丘五丁目11番1号<br>近藤 昇          | 平成17年12月1日 |

|                                      |                                               |                |
|--------------------------------------|-----------------------------------------------|----------------|
| 有限会社小倉介護サービスさつき<br>北九州市小倉南区葛原一丁目1番1号 | 有限会社小倉介護サービスさつき<br>北九州市小倉北区熊谷一丁目34番6号<br>緒方紀江 | 平成17年<br>12月1日 |
| 恵愛訪問介護<br>北九州市門司区黄金町4番10号            | 有限会社田筆組<br>福岡県田川市大字位登734番地の6<br>田筆修一          | 平成17年<br>12月1日 |

#### 北九州市告示第774号

北九州市営住宅条例（平成9年北九州市条例第34号）第3条の規定により、市営住宅の名称及び位置を次のように定める。

平成17年12月15日

北九州市長 末 吉 興 一

| 名 称        | 位 置          |
|------------|--------------|
| 八幡まるやま市営住宅 | 北九州市八幡東区西丸山町 |

## 公 告

#### 北九州市公告第333号

次の証票は、紛失した旨の届出があったので、紛失した日から無効とする。

平成17年11月28日

北九州市長 末 吉 興 一

- 証票名 徴税吏員証
- 証票番号 第166号
- 紛失年月日 平成17年11月24日
- 職名 事務吏員
- 氏名 堀内孝志

#### 北九州市公告第334号

市有財産を次のとおり一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、公告する。

平成17年11月28日

北九州市長 末 吉 興 一

- 売り払う物件  
別表のとおり
- 契約条項を示す場所及び期間
  - 場所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市財政局財務部財産活用推進課
  - 期間  
平成17年11月28日から平成18年1月20日まで

別表

| 番号 | 売り払う物件 |          |             |             | 入札日時 | 入札及び開札の場所 |
|----|--------|----------|-------------|-------------|------|-----------|
|    | 所在地    | 公簿<br>地目 | 実測面<br>積(㎡) | 参考価格<br>(円) |      |           |

（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）及び北九州市の休日を定める条例（平成3年条例第2号）に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）

#### 3 入札条件を示す場所及び期間

##### (1) 場所

- ア 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市財政局財務部財産活用推進課
- イ 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市総務市民局市民部広聴課
- ウ 各区役所まちづくり推進課及び出張所

##### (2) 期間

平成17年11月28日から平成18年1月20日まで  
（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）及び北九州市の休日を定める条例（平成3年条例第2号）に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

- 入札日時 別表のとおり
- 開札日時 入札締切り後直ちに行う。
- 入札及び開札の場所 別表のとおり

#### 5 入札保証金

- 1物件につき5万円又は入札金額の100分の10以上
- 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。

#### 6 入札に参加することができる者の資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び契約規則第2条に定めるところによる。

#### 7 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

#### 8 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、市は、補償の責めを負わない。

#### 9 先着順売り払いについて

売り払い物件について入札者がいないとき、再度入札に付し落札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受付け売り払う。

##### (1) 受付及び申請書を交付する場所

北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市財政局財務部財産活用推進課

##### (2) 受付期間

平成18年2月20日から平成18年4月21日まで  
（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）

#### 10 入札に係る問合せ先

北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市財政局財務部財産活用推進課  
電話 093-582-2007

|    |                     |     |        |            |                           |                     |
|----|---------------------|-----|--------|------------|---------------------------|---------------------|
| 29 | 門司区中二十町10番4         | 宅地  | 188.59 | 12,800,000 | 平成18年1月23日(月)<br>午前9時00分  | 北九州市役所15階<br>152会議室 |
| 30 | 門司区藤松三丁目108番1       | 宅地  | 109.41 | 11,100,000 | 平成18年1月23日(月)<br>午前9時30分  | 〃                   |
| 31 | 小倉北区片野新町二丁目161番1外1筆 | 宅地  | 822.97 | 84,800,000 | 平成18年1月23日(月)<br>午前10時00分 | 〃                   |
| 32 | 小倉北区片野新町二丁目161番4    | 宅地  | 244.18 | 26,300,000 | 平成18年1月23日(月)<br>午前10時30分 | 〃                   |
| 33 | 小倉北区重住三丁目1277番5     | 宅地  | 158.72 | 22,700,000 | 平成18年1月23日(月)<br>午11時00分  | 〃                   |
| 34 | 小倉北区東篠崎二丁目219番9     | 宅地  | 155.59 | 10,700,000 | 平成18年1月23日(月)<br>午前11時30分 | 〃                   |
| 35 | 小倉南区重住一丁目1037番19    | 宅地  | 229.75 | 18,800,000 | 平成18年1月23日(月)<br>午後1時30分  | 〃                   |
| 36 | 小倉南区重住一丁目1037番44    | 雑種地 | 271.42 | 15,900,000 | 平成18年1月23日(月)<br>午後2時00分  | 〃                   |
| 37 | 小倉南区重住一丁目1037番46    | 宅地  | 192.99 | 16,300,000 | 平成18年1月23日(月)<br>午後2時30分  | 〃                   |
| 38 | 小倉南区重住一丁目1042番5     | 宅地  | 200.15 | 16,900,000 | 平成18年1月23日(月)<br>午後3時00分  | 〃                   |
| 39 | 小倉南区北方一丁目897番19     | 宅地  | 236.38 | 16,400,000 | 平成18年1月24日(火)<br>午前9時00分  | 〃                   |
| 40 | 八幡西区香月中央三丁目1586番12  | 宅地  | 78.33  | 1,100,000  | 平成18年1月24日(火)<br>午前9時30分  | 〃                   |
| 41 | 八幡西区陣原二丁目10番4       | 宅地  | 675.76 | 56,400,000 | 平成18年1月24日(火)<br>午前10時00分 | 〃                   |
| 42 | 八幡西区真名子二丁目305番73    | 宅地  | 500.70 | 12,700,000 | 平成18年1月24日(火)<br>午前10時30分 | 〃                   |
| 43 | 戸畑区中原西三丁目5番21       | 宅地  | 156.71 | 15,800,000 | 平成18年1月24日(火)<br>午前11時00分 | 〃                   |
| 44 | 戸畑区中原東二丁目2番9        | 宅地  | 199.18 | 15,200,000 | 平成18年1月24日(火)<br>午前11時30分 | 〃                   |
| 45 | 戸畑区中原東二丁目2番11       | 宅地  | 209.23 | 16,000,000 | 平成18年1月24日(火)<br>午後1時30分  | 〃                   |
| 46 | 戸畑区中原東二丁目2番18       | 宅地  | 240.20 | 19,800,000 | 平成18年1月24日(火)<br>午後2時00分  | 〃                   |

~~~~~  
北九州市公告第335号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成17年11月29日

北九州市長 末 吉 興 一

開発区域に含まれる地域の名
称

開 発 行 為 者

北九州市八幡西区折尾三丁目
1484番2、1502番1
、1528番3、1528番
13、1530番1、153
0番3、1530番5、15
30番9、1530番10、
1532番1、1532番6
、1532番9、1532番
13、1532番14、15
33番11から1533番1
3まで、1536番2、15
36番5、1536番8から
1536番10まで、154
5番2、1546番1、15
46番5、1546番6及び
無地番のうち

北九州市小倉北区浅野
二丁目17番38号
株式会社コンダクト地
域再生グループ
代表取締役 和田克之

北九州市公告第335-2号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を、次のとおり指定した。

平成17年11月30日

北九州市長 末 吉 興 一

- 1 指定年月日及び指定番号
平成17年11月30日 第7号
- 2 申請者の住所及び氏名
北九州市若松区中川町2番21号
有限会社タチバナ商事
代表取締役 橘高 稔
- 3 指定した道路

道路の位置	道路の 幅員 (m)	道路の 延長 (m)	自動車転 回広場 (㎡)
北九州市小倉南区中貫 一丁目1599番21	5.00	30.53	

北九州市公告第339号

北九州市屋外広告物条例（昭和38年北九州市条例第68号）第24条の講習会を次のとおり実施する。

平成17年12月1日

北九州市長 末 吉 興 一

- 1 開催日時
平成18年2月3日（金）午前9時30分から午後5時30分まで
- 2 開催場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁 3階 講堂
- 3 講習会の教科
(1) 屋外広告物に関する法令
(2) 屋外広告物の表示の方法
(3) 屋外広告物の施工
- 4 受講資格
平成18年2月3日現在年齢満15歳以上の者
- 5 受講申請書の受付期間
平成18年1月11日から同月24日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）

）に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）

- 6 受講申請書の受付場所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建設局総務部管理課

北九州市公告第340号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定により、北九州港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成17年12月2日

北九州港港湾管理者 北九州市

代表者 北九州市長 末 吉 興 一

- 1 港湾計画の変更の概要
平成9年北九州市公告第32号によりその概要を公告した北九州港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 公共ふ頭計画

岸壁（追加）

地区名	水 深	バース数	延 長	用 途
戸畑地区	メートル 5.5	1	メートル 100	一般船用

(2) 港湾環境整備施設計画

緑地（追加）

地区名	面 積
門司港レトロ地区	ヘクタール 1

(3) 土地造成及び土地利用計画（変更）

地区名	面積（ヘクタール）		用 途
	変更前	変更後	
田野浦地区	10 0	9 1	港湾関連用地 都市機能用地
門司港レトロ地区	18 4	17 5	港湾関連用地 緑地
若松地区	2 10	1 12	港湾関連用地 都市機能用地

2 港湾計画の縦覧場所

北九州市門司区西海岸一丁目2番7号

北九州市港湾空港局整備部計画課

北九州市公告第341号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は意見書を北九州市長に提出することができる。

平成17年12月5日

北九州市長 末 吉 興 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
徳力サティ
北九州市小倉南区守恒二丁目8番8号
- 2 大規模小売店舗の設置者
株式会社森川不動産
代表取締役 森川 満
北九州市小倉南区蒲生五丁目5番21号
- 3 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
ア 変更前
午前9時
イ 変更後
午前8時
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
ア 変更前
建物北側及び東側駐車場
午前8時30分から午前1時まで
建物屋上駐車場
午前8時30分から午後10時まで
イ 変更後
建物北側及び東側駐車場
午前7時30分から午前1時まで
建物屋上駐車場
午前7時30分から午後10時まで
- 4 変更する年月日
平成17年12月1日
- 5 変更する理由
営業政策のため
- 6 届出年月日
平成17年11月30日
- 7 縦覧場所
(1) 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市産業学術振興局地域産業部商業振興課
(2) 北九州市小倉南区若園五丁目1番2号
北九州市小倉南区役所まちづくり推進課
- 8 縦覧期間
平成17年12月6日から平成18年4月6日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前8時30分から午後5時まで
- 9 意見書の提出要領
次に掲げる事項を記載した文書を平成18年4月6日までに北九州市産業学術振興局地域産業部商業振興課に到着するように提出すること。
(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
(2) 住所又は所在地
(3) 連絡先電話番号
(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(5) 意見

北九州市公告第342号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更事項の届出があつたので、同条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は

意見書を北九州市長に提出することができる。

平成17年12月5日

北九州市長 末 吉 興 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルシヨク上津役店
北九州市八幡西区上上津役三丁目23番1号
- 2 大規模小売店舗の設置者
株式会社サンリブ
代表取締役 藤村昌伯
北九州市小倉北区金田一丁目3番33号
- 3 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
駐車場の出入口の位置
- 4 変更する年月日
平成17年12月1日
- 5 変更する理由
敷地西側に接する国道211号の拡幅及び敷地北側の道路新設工事に伴い建物敷地形状を変更するため。
- 6 届出年月日
平成17年11月30日
- 7 縦覧場所
(1) 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市産業学術振興局地域産業部商業振興課
(2) 北九州市八幡西区筒井町15番1号
北九州市八幡西区役所まちづくり推進課
- 8 縦覧期間
平成17年12月6日から平成18年4月6日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前8時30分から午後5時まで
- 9 意見書の提出要領
次に掲げる事項を記載した文書を平成18年4月6日までに北九州市産業学術振興局地域産業部商業振興課に到着するように提出すること。
(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
(2) 住所又は所在地
(3) 連絡先電話番号
(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(5) 意見

北九州市公告第343号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更事項の届出があつたので、同条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は意見書を北九州市長に提出することができる。

平成17年12月5日

北九州市長 末 吉 興 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
戸畑サティ
北九州市戸畑区汐井町2番2号
- 2 大規模小売店舗の設置者
株式会社日立金属エステート
代表取締役 加藤義之
東京都中央区京橋三丁目14番6号
- 3 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設に運営方法に関する事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

ア 変更前

午前9時

イ 変更後

午前8時

4 変更する年月日

平成17年12月1日

5 変更する理由

営業政策のため

6 届出年月日

平成17年11月30日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業学術振興局地域産業部商業振興課

(2) 北九州市戸畑区新池一丁目1番1号

北九州市戸畑区役所まちづくり推進課

8 縦覧期間

平成17年12月6日から平成18年4月6日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成18年4月6日までに北九州市産業学術振興局地域産業部商業振興課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第344号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成17年12月6日

北九州市長 末吉興一

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区葛原東四丁目1265番1及び1265番4	北九州市小倉南区田原一丁目12番10号 井上峰孝

北九州市公告第345号

北九州都市計画道路事業の認可の告示（平成17年福岡県告示第1165号）があつたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により次のとおり公告する。

平成17年12月6日

北九州市長 末吉興一

1 都市計画事業の種類

道路事業

2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名 称	所 在
3・4・198号日吉台光明線	北九州市八幡西区西折尾町、日吉台一丁目及び折尾五丁目

3 施行者の名称

北九州市

4 事務所の所在地

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建設局道路部街路課（折尾総合開発事務所）

なお、事業地の詳細については、本事業に関する図書を上記の事務所において縦覧に供している。

北九州市公告第346号

福岡県知事から次の北九州都市計画道路事業の認可に係る書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、これを北九州市建設局道路部街路課において公衆の縦覧に供する。

平成17年12月6日

北九州市長 末吉興一

3・4・198号 日吉台光明線

北九州市公告第347号

次の証票は、紛失した旨の届出があつたので、紛失した日から無効とする。

平成17年12月6日

北九州市長 末吉興一

1 証票名 徴税吏員証

2 証票番号 第702号

3 紛失年月日 平成17年10月3日

4 職名 事務吏員

5 氏名 小田雅孝

北九州市公告第352号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条第9項の規定により、同条第7項の計画及び同条第8項の規定による報告の内容を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成17年12月15日

北九州市長 末吉興一

1 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部産業廃棄物対策室

2 縦覧期間

平成17年12月15日から平成18年12月14日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成17年12月29日から平成18年1月3日までの日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）

北九州市公告第353号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の2第10項の規定により、同条第8項の計画及び同条第9項の規定による報告の内容を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成17年12月15日

北九州市長 末吉興一

1 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部産業廃棄物対策室

2 縦覧期間

平成17年12月15日から平成18年12月14日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成17年12月2

9日から平成18年1月3日までの日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで)

北九州市公告第354号

市有財産を次のとおり一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、公告する。

平成17年12月15日

北九州市長 末 吉 興 一

- 1 売り払う物件
別表のとおり
- 2 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所
北九州市小倉北区三萩野三丁目1番1号
北九州市経済文化局事業部競輪事務所
 - (2) 期間
平成17年12月15日から平成18年2月1日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成17年12月29日から平成18年1月3日までの日を除く毎日午前9時から午後5時30分まで）
- 3 入札条件を示す場所及び期間
 - (1) 場所
北九州市小倉北区三萩野三丁目1番1号
北九州市経済文化局事業部競輪事務所
 - (2) 期間
平成17年12月15日から平成18年2月1日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成17年12月29日から平成18年1月3日までの日を除く毎日午前9時から午後5時30分まで）
- 4 入札及び開札の日時及び場所
 - (1) 入札日時 平成18年2月2日（木）午後2時00分
 - (2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。
 - (3) 入札及び開札の場所 北九州メディアドーム1階11会議室
- 5 入札保証金
 - (1) 1物件につき5万円又は入札金額の100分の10以上
 - (2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。
- 6 入札に参加することができる者の資格
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び契約規則第2条に定めるところによる。
- 7 入札の無効
契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 8 入札の中止
特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、市は、補償の責めを負わない。
- 9 先着順売り払いについて
売り払い物件について入札者がいないとき、再度入札に付し落札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け売り払う。
 - (1) 受付及び申請書を交付する場所
北九州市小倉北区三萩野三丁目1番1号
北九州市経済文化局事業部競輪事務所
 - (2) 受付期間
平成18年2月20日から同年3月20日まで（日曜日

、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前9時から午後5時30分まで）

10 入札に係る問合せ先

北九州市小倉北区三萩野三丁目1番1号
北九州市経済文化局事業部競輪事務所
電話 093-941-0945

別表

売 り 払 う 物 件			
所在地	公募地目	実測面積	参考価格
門司区柳町三丁目6番5	宅地	240.96㎡	26,100,000円

北九州市公告第355号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成17年12月15日

北九州市長 末 吉 興 一

- 1 調達内容
 - (1) 特定役務の名称及び数量
北九州国際展示場電力供給 一式
 - (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
 - (3) 履行期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
 - (4) 履行場所 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号
北九州国際展示場
 - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格
次の各号のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
 - (3) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者として許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
 - (4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- 3 競争入札参加資格申請書の提出期限
この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、平成18年1月4日までに競争入札参加資格申請書を北九州市契約室管理課に提出

しなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業学術振興局地域産業部貿易振興課

イ 日時 公告の日から平成18年2月23日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに平成17年12月29日から平成18年1月3日までの日を除く。)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎7階 72会議室

イ 日時 平成18年2月16日午前10時

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成18年1月4日までに競争参加の申出書を北九州市産業学術振興局地域産業部貿易振興課に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成18年2月22日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 第3号アの場所と同じ

イ 日時 平成18年2月23日午前10時

5 契約の締結

この契約の締結については、落札の決定があっても、この契約に係る予算が成立しない場合は、行わない。この場合において、市は、この契約を締結しないことによる補償は、行わない。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第6項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市産業学術振興局地域産業部貿易振興課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2062

7 Summary

(1) The contract item up for tender

Power supply to Kitakyushu International Exhibition Center

(2) Deadline of Tender (by hand)

10:00a.m, February 23, 2006

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m, February 22, 2006

(4) For further information, please contact: Trade Promotion Section, Regional Industries Department, Industry and Science Promotion Bureau, City of Kitakyushu

北九州市公告第356号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年北九州市規則第78号)第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成17年12月15日

北九州市長 末 吉 興 一

1 調達内容

(1) 購入品目及び数量

ごみ収集用ポリ袋(試行袋) 1,075万枚

(2) 購入物品の特質等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期限 平成18年4月28日

(4) 納入場所 市長が指定する場所

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿(以下「有資格業者名簿」という。)に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査申請書の提出期限

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、平成18年1月6日までに競争入札参加資格審査申請書を北九州市契約室管理課に提出しなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市契約室契約課

イ 日時 公告の日から平成18年1月25日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに平成17年12月29日から平成18年1月3日までの日を除く。)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から

午後4時30分まで

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

- (3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 平成18年1月10日午後2時

- (4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成18年1月6日までに競争参加の申出書を北九州市契約室契約課に提出しなければならない。

- (5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に入札書留郵便により、平成18年1月24日午後5時までに必着のこと。

- (6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 第3号アの場所と同じ。

イ 日時 平成18年1月25日午後2時

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第6項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市契約室契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号

電話 093-582-2017

6 Summary

- (1) Product and Quantity

Purchase of Clear plastic garbage bag

Quantity:10,750,000 sheets

- (2) Deadline of Tender(by hand)

2:00p.m., January 25, 2006

- (3) Deadline of Tender(by mail)

5:00p.m., January 24, 2006

- (4) For further information, please contact: Contracts Section, Contracts Office, City of Kitakyushu

北九州市公告第357号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又

は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成17年12月15日

北九州市長 末吉 興一

1 調達内容

- (1) 購入品目及び数量

家庭ごみ収集用ポリ袋 1,000万枚

- (2) 購入物品の特質等 仕様書で定めるとおり

- (3) 履行期限 平成18年4月28日

- (4) 納入場所 市長が指定する場所

- (5) 今後購入が予定される購入品目、数量及び入札公告予定時期

ア 家庭ごみ・資源化物収集用ポリ袋 1,390万枚
平成18年2月ごろ

イ 家庭ごみ・資源化物収集用ポリ袋 1,520万枚
平成18年4月ごろ

ウ 家庭ごみ・資源化物収集用ポリ袋 1,520万枚
平成18年6月ごろ

エ 家庭ごみ・資源化物収集用ポリ袋 1,520万枚
平成18年8月ごろ

オ 家庭ごみ・資源化物収集用ポリ袋 1,520万枚
平成18年9月ごろ

カ 家庭ごみ・資源化物収集用ポリ袋 1,560万枚
平成18年10月ごろ

キ 家庭ごみ・資源化物収集用ポリ袋 1,540万枚
平成18年11月ごろ

ク 家庭ごみ・資源化物収集用ポリ袋 1,520万枚
平成18年12月ごろ

- (6) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査申請書の提出期限

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、平成18年1月6日までに競争入札参加資格審査申請書を北九州市契約室管理課に提出しなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市契約室契約課

イ 日時 公告の日から平成18年1月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成17年12月29日から平成18年1月3日までの日を除く。）の毎

日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

- (3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 平成18年1月10日午後2時20分

- (4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成18年1月6日までに競争参加の申出書を北九州市契約室契約課に提出しなければならない。

- (5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成18年1月24日午後5時までに必着のこと。

- (6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 第3号アの場所と同じ。

イ 日時 平成18年1月25日午後2時10分

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第6項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市契約室契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号

電話 093-582-2017

6 Summary

- (1) Product and Quantity

Purchase of Clear plastic bag for household garbage

Quantity:10,000,000 sheets

- (2) Deadline of Tender(by hand)

2:10p.m., January 25, 2006

- (3) Deadline of Tender(by mail)

5:00p.m., January 24, 2006

- (4) For further information, please contact: Contracts Section, Contracts Office, City of Kitakyushu

北九州市公告第358号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の

調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成17年12月15日

北九州市長 末吉 興一

1 調達内容

- (1) 購入品目及び数量

資源化物収集用ポリ袋 1,400万枚

- (2) 購入物品の特質等 仕様書で定めるとおり

- (3) 履行期限 平成18年4月28日

- (4) 納入場所 市長が指定する場所

- (5) 今後購入が予定される購入品目、数量及び入札公告予定時期

ア 家庭ごみ・資源化物収集用ポリ袋 1,390万枚
平成18年2月ごろ

イ 家庭ごみ・資源化物収集用ポリ袋 1,520万枚
平成18年4月ごろ

ウ 家庭ごみ・資源化物収集用ポリ袋 1,520万枚
平成18年6月ごろ

エ 家庭ごみ・資源化物収集用ポリ袋 1,520万枚
平成18年8月ごろ

オ 家庭ごみ・資源化物収集用ポリ袋 1,520万枚
平成18年9月ごろ

カ 家庭ごみ・資源化物収集用ポリ袋 1,560万枚
平成18年10月ごろ

キ 家庭ごみ・資源化物収集用ポリ袋 1,540万枚
平成18年11月ごろ

ク 家庭ごみ・資源化物収集用ポリ袋 1,520万枚
平成18年12月ごろ

- (6) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査申請書の提出期限

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、平成18年1月6日までに競争入札参加資格審査申請書を北九州市契約室管理課に提出しなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市契約室契約課

イ 日時 公告の日から平成18年1月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法

律第178号)に規定する休日並びに平成17年12月29日から平成18年1月3日までの日を除く。)の毎
日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から
午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 平成18年1月10日午後2時40分

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成18年1月6日までに競争参加の申出書を北九州市契約室契約課に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成18年1月24日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 第3号アの場所と同じ。

イ 日時 平成18年1月25日午後2時20分

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第6項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市契約室契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号

電話 093-582-2017

6 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of Clear plastic bag for resource recovery

Quantity:14,000,000 sheets

(2) Deadline of Tender(by hand)

2:20p.m.,January 25,2006

(3) Deadline of Tender(by mail)

5:00p.m.,January 24,2006

(4) For further information,please contact:Contracts Section,Contracts Office, City of Kitakyushu

北九州市公告第359号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第4条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年北九州市規則第78号)第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成17年12月15日

北九州市長 末吉興一

1 特定役務の名称及び数量

消防航空隊ヘリコプターエンジンの交換修理 1式

2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市消防局警防部消防航空隊

北九州市小倉南区大字曾根北九州空港内

3 契約の相手方を決定した日

平成17年10月11日

4 契約の相手方の名称及び住所

日本エアロスペース株式会社

東京都港区南青山二丁目5番17号

5 契約金額

4,725万円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

政令第10条第1項第2号に該当するため

北九州市公告第360号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。)第4条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年北九州市規則第78号)第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成17年12月15日

北九州市長 末吉興一

1 特定役務の名称及び数量

平成17年度小学校教育用コンピュータ借入及び保守 一式

2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市教育委員会学務部学事課

北九州市小倉北区大手町1番1号

3 落札者を決定した日

平成17年10月26日

4 落札者の名称及び所在地

エヌ・ティ・ティ・リース株式会社 九州支店

福岡市博多区博多駅前二丁目2番1号

5 契約金額

2,598万8,445円

6 契約の相手方を決定した手続き

一般競争入札

7 一般競争入札の公告をした日

平成17年9月15日

8 落札方式

最低価格による

訓 令

北九州市訓令第7号

庁中一般

北九州市職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年12月2日

北九州市長 末 吉 興 一

北九州市職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

北九州市職員勤務評定規程（昭和43年北九州市訓令第26号）の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とする。

第11条の見出し中「保管等」を「保管」に改め、同条第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（勤務評定の開示等）

第12条 第5条の規定により定期評定を実施された職員（次項において「被評定者」という。）は、自己に係る定期評定の結果の開示を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合において、当該申出をした被評定者に係る定期評定の結果のうち人事管理上支障がないと認める部分について、当該被評定者に対して開示するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、定期評定の結果の開示に関する手続その他必要な事項は、別に総務市民局長が定める。

4 第6条の規定により特別評定を実施された職員に係る特別評定の結果については、開示しない。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の1項を加える。

（勤務評定の開示等の特例）

2 第12条の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「職員（次項において「被評定者」という。）」とあるの別表第1（第2条関係）

給料表（1）

は「職員（第4項において「被評定者」という。）のうち課長、係長その他これらに相当する職を占める職員（以下「課長等」という。）」と、同条第2項中「被評定者」とあるのは「課長等」と、同条第4項中「第6条」とあるのは「被評定者のうち課長等以外の職員に係る定期評定及び第6条」とする。

付 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の北九州市職員勤務評定規程の規定は、この訓令の施行の日以後に実施した定期評定について適用し、同日前に実施した定期評定については、なお従前の例による。

水 道 局

北九州市水道局管理規程第9号

北九州市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年11月30日

北九州市水道局長 森 一 政

北九州市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

北九州市水道局企業職員の給与に関する規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	138,900	188,900	204,900	221,400	259,500	346,200	437,900
	2	142,600	196,900	213,100	229,900	270,100	358,900	451,000
	3	147,100	204,900	221,400	239,400	280,700	371,800	465,700
	4	152,000	213,100	229,800	249,000	291,400	384,800	480,800
	5	158,800	221,400	239,300	259,500	302,200	398,000	496,000
	6	165,800	229,800	248,900	270,100	313,100	411,300	511,200
	7	173,300	238,200	258,600	280,700	324,000	424,800	526,500
	8	181,000	246,600	268,600	291,300	335,100	437,100	541,900
	9	188,700	255,000	278,800	302,000	346,200	449,000	557,500
	10	196,400	263,500	289,300	312,700	357,300	460,600	572,600
	11	204,200	272,000	299,800	323,400	368,500	472,100	584,000
	12	212,100	280,500	310,000	334,100	379,700	483,200	591,800
	13	220,000	289,000	319,700	344,800	391,000	493,100	599,300
	14	228,000	297,500	328,900	355,500	402,300	501,500	606,600
	15	236,100	306,000	338,100	366,200	413,500	509,900	611,700
	16	243,300	314,500	347,100	376,800	423,900	518,300	
	17	250,300	322,900	355,600	387,400	433,300	526,400	
	18	257,300	330,100	363,300	396,600	442,600	533,500	
	19	264,100	335,800	370,900	405,100	451,100	538,300	
	20	269,900	341,100	377,500	412,700	458,700	543,100	
	21	275,300	345,500	383,100	418,700	465,600	547,900	
	22	280,300	349,000	388,200	423,800	471,900	552,700	

	2 3	284,800	352,300	392,300	428,000	477,500		
	2 4	289,000	355,300	396,300	432,100	482,600		
	2 5	291,300	358,100	399,700	436,200	487,500		
	2 6	293,600	360,900	402,800	440,300	492,000		
	2 7	295,800	363,600	405,800	444,400	496,400		
	2 8	298,000	366,100	408,800	448,500	500,800		
	2 9		368,500	411,800	452,500	505,200		
	3 0		370,900	414,700	456,500	509,600		
	3 1		373,300	417,600	460,400			
	3 2		375,600	420,500	464,300			
	3 3		377,900	423,400				
	3 4		380,200					
再任 用職 員		182,100	236,500	259,300	282,400	321,900	397,900	481,300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

給料表（ 2 ）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	132,300	168,800	201,900	233,000
	2	135,200	175,000	209,600	240,700
	3	138,900	181,600	217,300	248,400
	4	142,600	188,300	225,000	256,200
	5	147,100	195,000	232,700	264,000
	6	152,000	201,800	240,400	271,900
	7	157,000	209,200	248,100	279,900
	8	162,000	216,800	255,900	287,900
	9	168,200	224,400	263,700	296,100
	1 0	174,400	232,100	271,500	304,800
	1 1	180,800	239,800	279,300	313,500
	1 2	187,300	247,400	287,100	322,200
	1 3	193,900	254,600	294,600	330,900
	1 4	200,500	261,300	301,500	339,800
	1 5	207,100	267,700	308,100	349,100
	1 6	213,700	274,000	314,600	358,600
	1 7	220,600	280,000	320,800	366,200
	1 8	227,100	285,600	326,900	373,500
	1 9	233,300	291,000	332,700	380,500
	2 0	239,300	296,400	338,300	386,900
	2 1	245,100	301,800	343,700	392,800
	2 2	250,900	306,700	348,900	398,700
	2 3	256,500	311,300	353,800	404,600
	2 4	261,300	315,000	358,600	409,800
	2 5	266,100	318,700	363,400	414,500
	2 6	270,300	322,300	368,000	419,000
	2 7	274,200	325,900	371,900	423,300
	2 8	277,400	329,400	375,300	427,400
	2 9	280,000	332,000	377,700	431,500
	3 0	282,500	334,500	380,000	435,500
	3 1	284,700	336,900	382,300	439,400
	3 2	286,900	339,100	384,600	443,200
	3 3	289,000	340,900	386,800	
	3 4	290,400	342,700		

	35 36		344,300 345,800		
再任用職員		179,900	181,600	225,000	248,400

備考 この表は、浄水技能員、自動車運転手、自動車整備士、一種業務員、二種業務員その他別に管理者が定める職員に適用する。

給料表(3)

号 給	給 料 月 額
	円
1	396,000
2	448,000
3	503,000
4	573,000
5	654,000
6	765,000
7	894,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

付 則

(施行期日)

- この規程は、平成17年12月1日から施行する。
(最高号給を超える給料月額切替等)
- この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に管理者が定める。
(施行日前の異動者の号給等の調整)
- 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(職員が受けていた号給等の基礎)
- 前2項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の北九州市水道局企業職員の給与に関する規程又は北九州市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成12年北九州市水道局管理規程第2号)付則第2項及び第3項の規定に従って定められたものでなければならない。
(委任)
- 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

北九州市水道局告示第14号

水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

平成17年12月15日

北九州市水道局長 森 一 政

指定番号	工事店の名	代表者	所在地	指定年月日
------	-------	-----	-----	-------

	称			
F-08 2	有限会社島田企画	野田 透	中間市土手ノ内8番7号	平成17年12月1日

交 通 局

北九州市交通局管理規程第4号

北九州市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年11月30日

北九州市交通局長 木 下 伸 生

北九州市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

北九州市交通局企業職員の給与に関する規程(昭和39年北九州市交通局管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

付則に次の2項を加える。

(平成17年12月1日を基準日とする期末手当に関する特例措置)

- 平成17年12月1日を基準日とする期末手当の額は、第27条、第28条又は第33条の規定(以下この項及び次項において「期末手当関係規定」という。)にかかわらず、期末手当関係規定により算定される期末手当の額(以下この項及び次項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(管理者が別に定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者(同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して管理者が別に定めるものを除く。)にあっては、その新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち管理者が別に定める日)において職員が受けるべき給料、管理職手当(管理者が指定する者にあっては、管理者が定める額を除く。)、扶養手当、調整手当、住居手当及び単身赴任手当(第16条の2第1項に規定する管理者が別に定める額を除く。)の月額合計額に100分の1.96を乗じて得た額に、同年4月から同年11月までの月数(同年4月1日から同年11月30日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の管理者が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して管理者が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成17年6月1日を基準日とする期末手当及び勤勉手当の支給額の合計額に100分の1.96を乗じて得

た額

10 平成17年4月1日から同年12月1日までの間において北九州市職員の給与に関する条例の適用を受ける者その他の管理者が別に定める者であった者から引き続き新たに職員となった者の同日を基準日とする期末手当の額は、期末手当別表第1（第2条関係）

関係規定及び前項の規定にかかわらず、基準額から部内の他の職員との権衡を考慮して管理者が別に定める額を減じた額とする。この場合において、当該管理者が別に定める額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。別表第1から別表第2の2までを次のように改める。

企業職給料表(一)

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	138,900	188,900	204,900	221,400	259,500	346,200
	2	142,600	196,900	213,100	229,900	270,100	358,900
	3	147,100	204,900	221,400	239,400	280,700	371,800
	4	152,000	213,100	229,800	249,000	291,400	384,800
	5	158,800	221,400	239,300	259,500	302,200	398,000
	6	165,800	229,800	248,900	270,100	313,100	411,300
	7	173,300	238,200	258,600	280,700	324,000	424,800
	8	181,000	246,600	268,600	291,300	335,100	437,100
	9	188,700	255,000	278,800	302,000	346,200	449,000
	1 0	196,400	263,500	289,300	312,700	357,300	460,600
	1 1	204,200	272,000	299,800	323,400	368,500	472,100
	1 2	212,100	280,500	310,000	334,100	379,700	483,200
	1 3	220,000	289,000	319,700	344,800	391,000	493,100
	1 4	228,000	297,500	328,900	355,500	402,300	501,500
	1 5	236,100	306,000	338,100	366,200	413,500	509,900
	1 6	243,300	314,500	347,100	376,800	423,900	518,300
	1 7	250,300	322,900	355,600	387,400	433,300	526,400
	1 8	257,300	330,100	363,300	396,600	442,600	533,500
	1 9	264,100	335,800	370,900	405,100	451,100	538,300
	2 0	269,900	341,100	377,500	412,700	458,700	543,100
	2 1	275,300	345,500	383,100	418,700	465,600	547,900
	2 2	280,300	349,000	388,200	423,800	471,900	552,700
	2 3	284,800	352,300	392,300	428,000	477,500	
	2 4	289,000	355,300	396,300	432,100	482,600	
	2 5	291,300	358,100	399,700	436,200	487,500	
	2 6	293,600	360,900	402,800	440,300	492,000	
	2 7	295,800	363,600	405,800	444,400	496,400	
	2 8	298,000	366,100	408,800	448,500	500,800	
	2 9		368,500	411,800	452,500	505,200	
	3 0		370,900	414,700	456,500	509,600	
	3 1		373,300	417,600	460,400		
	3 2		375,600	420,500	464,300		
	3 3		377,900	423,400			
3 4		380,200					
再任用職員		182,100	236,500	259,300	282,400	321,900	397,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第2条関係）

企業職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級

	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	132,300	168,800	201,900	233,000
	2	135,200	175,000	209,600	240,700
	3	138,900	181,600	217,300	248,400
	4	142,600	188,300	225,000	256,200
	5	147,100	195,000	232,700	264,000
	6	152,000	201,800	240,400	271,900
	7	157,000	209,200	248,100	279,900
	8	162,000	216,800	255,900	287,900
	9	168,200	224,400	263,700	296,100
	10	174,400	232,100	271,500	304,800
	11	180,800	239,800	279,300	313,500
	12	187,300	247,400	287,100	322,200
	13	193,900	254,600	294,600	330,900
	14	200,500	261,300	301,500	339,800
	15	207,100	267,700	308,100	349,100
	16	213,700	274,000	314,600	358,600
	17	220,600	280,000	320,800	366,200
	18	227,100	285,600	326,900	373,500
	19	233,300	291,000	332,700	380,500
	20	239,300	296,400	338,300	386,900
	21	245,100	301,800	343,700	392,800
	22	250,900	306,700	348,900	398,700
	23	256,500	311,300	353,800	404,600
	24	261,300	315,000	358,600	409,800
	25	266,100	318,700	363,400	414,500
	26	270,300	322,300	368,000	419,000
	27	274,200	325,900	371,900	423,300
	28	277,400	329,400	375,300	427,400
	29	280,000	332,000	377,700	431,500
	30	282,500	334,500	380,000	435,500
	31	284,700	336,900	382,300	439,400
	32	286,900	339,100	384,600	443,200
	33	289,000	340,900	386,800	
	34	290,400	342,700		
	35		344,300		
	36		345,800		
再任用職員		179,900	181,600	225,000	248,400

備考 この表は、旅客自動車運転者、旅客自動車整備士その他別に管理者が定める職員に適用する。

別表第2の2（第2条関係）
企業職特定任期付職員給料表

号 給	給料月額
	円
1	396,000
2	448,000
3	503,000
4	573,000
5	654,000
6	765,000
7	894,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

付 則

（施行期日）

1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に管理者が定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

4 前2項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の北九州市交通局企業職員の給与に関する規程又は北九州市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成12年北九州市交通局管理規程第4号）付則第2項及び第3項の規定に従って定められたものでなければならない。

（委任）

5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

病 院 局

北九州市病院局管理規程第9号

北九州市病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年11月30日

北九州市病院局長 丸 山 文 治

北九州市病院局職員給与規程の一部を改正する規程

北九州市病院局職員給与規程（昭和43年北九州市病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第2条関係）

一 般 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	138,900	188,900	204,900	221,400	259,500	346,200
	2	142,600	196,900	213,100	229,900	270,100	358,900
	3	147,100	204,900	221,400	239,400	280,700	371,800
	4	152,000	213,100	229,800	249,000	291,400	384,800
	5	158,800	221,400	239,300	259,500	302,200	398,000
	6	165,800	229,800	248,900	270,100	313,100	411,300
	7	173,300	238,200	258,600	280,700	324,000	424,800
	8	181,000	246,600	268,600	291,300	335,100	437,100
	9	188,700	255,000	278,800	302,000	346,200	449,000
	10	196,400	263,500	289,300	312,700	357,300	460,600
	11	204,200	272,000	299,800	323,400	368,500	472,100
	12	212,100	280,500	310,000	334,100	379,700	483,200
	13	220,000	289,000	319,700	344,800	391,000	493,100
	14	228,000	297,500	328,900	355,500	402,300	501,500
	15	236,100	306,000	338,100	366,200	413,500	509,900
	16	243,300	314,500	347,100	376,800	423,900	518,300
	17	250,300	322,900	355,600	387,400	433,300	526,400
	18	257,300	330,100	363,300	396,600	442,600	533,500
	19	264,100	335,800	370,900	405,100	451,100	538,300
	20	269,900	341,100	377,500	412,700	458,700	543,100
	21	275,300	345,500	383,100	418,700	465,600	547,900
	22	280,300	349,000	388,200	423,800	471,900	552,700
	23	284,800	352,300	392,300	428,000	477,500	
	24	289,000	355,300	396,300	432,100	482,600	
	25	291,300	358,100	399,700	436,200	487,500	
	26	293,600	360,900	402,800	440,300	492,000	
	27	295,800	363,600	405,800	444,400	496,400	
	28	298,000	366,100	408,800	448,500	500,800	
	29		368,500	411,800	452,500	505,200	
	30		370,900	414,700	456,500	509,600	
	31		373,300	417,600	460,400		
	32		375,600	420,500	464,300		
	33		377,900	423,400			
	34		380,200				
再任用職員		182,100	236,500	259,300	282,400	321,900	397,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。
別表第 2（第 2 条関係）

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表（ 1 ）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	197,300	314,400	401,000	505,700
	2	206,800	326,700	413,600	519,000
	3	216,500	338,800	426,000	532,400
	4	226,200	351,100	437,700	546,500
	5	235,900	363,200	449,100	560,600
	6	246,400	375,200	460,300	573,800
	7	257,100	387,200	471,300	586,200
	8	267,900	399,400	481,900	597,000
	9	278,800	411,900	492,100	607,800
	1 0	289,900	424,100	502,100	617,900
	1 1	301,200	435,500	511,700	625,600
	1 2	313,200	446,700	521,200	631,300
	1 3	325,500	457,500	530,000	
	1 4	337,500	467,900	538,200	
	1 5	349,500	477,900	546,400	
	1 6	361,400	487,700	554,600	
	1 7	373,300	497,400	562,800	
	1 8	385,100	506,400	570,500	
	1 9	396,800	515,100	576,800	
	2 0	407,700	523,700	581,700	
	2 1	418,000	529,900	586,200	
	2 2	427,400	535,700		
	2 3	436,300	540,300		
	2 4	444,800	544,900		
	2 5	453,000	549,400		
	2 6	461,000	553,600		
	2 7	468,700	557,600		
	2 8	474,400			
	2 9	479,800			
	3 0	484,200			
	3 1	488,100			
	3 2	492,000			
3 3	495,800				
3 4	499,600				
3 5	503,100				
特				676,900	
再任用職員		308,300	375,100	447,400	537,100

備考 この表は、医師及び歯科医師である職員に適用する。

イ 医療職給料表（ 2 ）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級

	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	138,900	188,900	204,900	221,400	259,500
	2	142,600	196,900	213,100	229,900	270,100
	3	147,100	204,900	221,400	239,400	280,700
	4	152,000	213,100	229,800	249,000	291,400
	5	158,800	221,400	239,300	259,500	302,200
	6	165,800	229,800	248,900	270,100	313,100
	7	173,300	238,200	258,600	280,700	324,000
	8	181,000	246,600	268,600	291,300	335,100
	9	188,700	255,000	278,800	302,000	346,200
	10	196,400	263,500	289,300	312,700	357,300
	11	204,200	272,000	299,800	323,400	368,500
	12	212,100	280,500	310,000	334,100	379,700
	13	220,000	289,000	319,700	344,800	391,000
	14	228,000	297,500	328,900	355,500	402,300
	15	236,100	306,000	338,100	366,200	413,500
	16	244,400	314,500	347,100	376,800	423,900
	17	252,700	322,900	355,600	387,400	433,300
	18	260,900	330,100	363,300	396,600	442,600
	19	269,000	335,800	370,900	405,100	451,100
	20	276,300	341,100	377,500	412,700	458,700
	21	283,300	345,500	383,100	418,700	465,600
	22	290,100	349,000	388,200	423,800	471,900
	23	295,700	352,300	392,300	428,000	477,500
	24	300,900	355,300	396,300	432,100	482,600
	25	304,800	358,100	399,700	436,200	487,500
	26	306,800	360,900	402,800	440,300	492,000
	27		363,600	405,800	444,400	496,400
	28		366,100	408,800	448,500	500,800
	29		368,500	411,800	452,500	505,200
	30		370,900	414,700	456,500	509,600
	31		373,300	417,600	460,400	
	32		375,600	420,500	464,300	
	33		377,900	423,400		
	34		380,200			
再任用職員		184,200	236,500	259,300	282,400	321,900

備考 この表は、薬剤師、栄養士、臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、視能訓練士、歯科技工士及びあん摩マッサージ指圧師である職員に適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	157,400	177,100	220,700	235,900	267,900	341,100
	2	161,900	183,100	228,300	243,500	276,200	352,300
	3	166,600	190,300	235,900	251,500	284,600	364,100
	4	171,800	197,900	243,500	259,700	293,500	375,900
	5	177,100	205,500	251,500	267,900	302,600	387,800
	6	183,100	213,100	259,700	276,200	311,800	400,000
	7	189,900	220,700	267,900	284,500	321,100	412,100

再任用職員以外の職員	8	196,900	228,300	276,200	292,800	330,500	423,900
	9	203,900	235,900	284,500	301,300	340,200	435,400
	10	210,800	243,500	292,800	310,000	350,000	446,200
	11	217,700	251,500	301,100	318,700	359,800	456,900
	12	224,500	259,700	309,400	327,700	369,800	467,200
	13	231,200	267,900	317,700	337,100	379,800	475,300
	14	237,900	275,500	326,000	346,500	389,900	482,500
	15	244,500	283,100	334,500	355,900	400,000	488,900
	16	251,000	290,700	342,900	365,300	410,300	494,800
	17	257,400	298,200	351,300	374,800	420,700	499,300
	18	263,700	305,600	358,900	384,400	429,900	503,300
	19	269,900	313,000	366,100	394,000	438,900	507,300
	20	275,900	320,400	373,300	403,600	447,200	511,300
	21	281,800	327,700	380,400	412,000	454,700	
	22	287,100	334,700	387,300	419,600	461,400	
	23	292,100	341,500	393,800	426,500	467,800	
	24	296,300	347,700	398,900	431,800	473,400	
	25	300,200	353,700	403,100	436,800	477,800	
	26	304,000	359,300	406,500	441,100	481,800	
	27	307,500	364,700	409,900	445,100	485,700	
	28	311,000	369,100	413,300	449,000	489,500	
	29	314,400	373,200	416,600	452,800	493,300	
	30	316,500	376,600	419,900	456,600		
	31		379,100	423,200	460,400		
	32		381,600	426,400	464,100		
	33		384,100	429,400	467,700		
	34		386,600	432,300	471,300		
	35		389,000	435,100			
	36		391,400				
	37		393,800				
	38		396,100				
	39		398,400				
再任用職員		198,600	245,700	272,600	293,900	323,800	383,900

備考 この表は、助産師、看護師及び准看護師である職員に適用する。

別表第3（第2条関係）

特定任期付職員給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	396,000
2	448,000
3	503,000
4	573,000
5	654,000
6	765,000
7	894,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

付 則

（施行期日）

1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

（最高号給を超える給料月額の変替等）

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に逡算

されることとなる期間は、別に管理者が定める。

（その他）

3 前項に定めるものを除くほか、この規程の施行に関し必要な措置については、北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年北九州市条例第67号）の規定が適用される職員の例によるものとする。

教育委員会

単純な労務に雇用される北九州市教育委員会職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月30日

北九州市教育委員会

委員長 梅 本 静 一

北九州市教育委員会規則第10号

単純な労務に雇用される北九州市教育委員会職員

の給与に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される北九州市教育委員会職員の給与に関する規則（昭和41年北九州市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	132,300	168,800	201,900	233,000
	2	135,200	175,000	209,600	240,700
	3	138,900	181,600	217,300	248,400
	4	142,600	188,300	225,000	256,200
	5	147,100	195,000	232,700	264,000
	6	152,000	201,800	240,400	271,900
	7	157,000	209,200	248,100	279,900
	8	162,000	216,800	255,900	287,900
	9	168,200	224,400	263,700	296,100
	10	174,400	232,100	271,500	304,800
	11	180,800	239,800	279,300	313,500
	12	187,300	247,400	287,100	322,200
	13	193,900	254,600	294,600	330,900
	14	200,500	261,300	301,500	339,800
	15	207,100	267,700	308,100	349,100
	16	213,700	274,000	314,600	358,600
	17	220,600	280,000	320,800	366,200
	18	227,100	285,600	326,900	373,500
	19	233,300	291,000	332,700	380,500
	20	239,300	296,400	338,300	386,900
	21	245,100	301,800	343,700	392,800
	22	250,900	306,700	348,900	398,700
	23	256,500	311,300	353,800	404,600
	24	261,300	315,000	358,600	409,800
	25	266,100	318,700	363,400	414,500
	26	270,300	322,300	368,000	419,000
	27	274,200	325,900	371,900	423,300
	28	277,400	329,400	375,300	427,400
	29	280,000	332,000	377,700	431,500
	30	282,500	334,500	380,000	435,500
	31	284,700	336,900	382,300	439,400
	32	286,900	339,100	384,600	443,200
	33	289,000	340,900	386,800	
	34	290,400	342,700		
	35		344,300		
36		345,800			
再任用職員		179,900	181,600	225,000	248,400

備考 学校給食調理士である再任用職員の給料月額は、この表の額から7,200円をそれぞれ減額した額とする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の切替え)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額は、施行日におけるその者の属する職務の級の最高の号給とその1号給下位の号給との差

額にその者の施行日の前日における給料月額から施行日の前日におけるその者の属する職務の級の最高の号給の額を控除した額を施行日の前日におけるその者の属する職務の級の最高の号給とその1号給下位の号給との差額で除して得た数値を乗じて得た額及び施行日におけるその者の属する職務の級の最高の号給の額の合算額とする。

(その他)

3 前項に定めるものを除くほか、この規則の施行に関し必要

な措置については、北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 1 7 年北九州市条例第 6 7 号）の規定が適用される職員の例によるものとする。

市選挙管理委員会

北九州市選挙管理委員会告示第 4 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の規定による各種請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成 1 6 年法律第 5 9 号）の規定による合併協議会設置の請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

平成 1 7 年 1 2 月 2 日

北九州市選挙管理委員会

委員長 森 脇 周 三

- 1 地方自治法第 7 4 条第 1 項（条例の制定又は改廃の請求）及び同法第 7 5 条第 1 項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項（合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の 5 0 分の 1 の数
1 6 , 2 4 9 人
- 2 地方自治法第 7 6 条第 1 項（議会の解散の請求）、同法第 8 1 条第 1 項（市長の解職の請求）及び同法第 8 6 条第 1 項（助役、収入役、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項（教育委員会の委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の 4 0 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 4 0 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数
2 0 2 , 0 6 9 人
- 3 地方自治法第 8 0 条第 1 項（議会の議員の解職の請求）及び同法第 8 6 条第 1 項（区選挙管理委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の 3 分の 1 の数
門 司 区 3 0 , 9 8 9 人
小倉北区 4 9 , 8 8 8 人
小倉南区 5 7 , 4 5 4 人
若 松 区 2 3 , 9 6 8 人
八幡東区 2 1 , 3 4 3 人
八幡西区 6 9 , 6 7 0 人
戸 畑 区 1 7 , 4 9 5 人
- 4 市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 1 1 項及び同法第 5 条第 1 5 項（合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の 6 分の 1 の数
1 3 5 , 4 0 3 人